





第125号議案

人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推せんしたいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

住 所	兵庫県豊岡市■■■■■■■■■■
氏 名	尾崎 武彦
年 齢	満■■歳

(備考) 尾崎 武彦 令和7年3月31日任期満了



第126号議案

人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推せんしたいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

住 所	兵庫県豊岡市■■■■■
氏 名	隈元 哲子
年 齢	満■■歳

(備考) 隈元 哲子 令和7年3月31日任期満了



第127号議案

人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推せんしたいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

記

住 所	兵庫県豊岡市 ■■■■■■■■
氏 名	岩本 まゆみ
年 齢	満 ■ 歳

(備考) 向井 悦子 令和7年3月31日任期満了





第128号議案

人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推せんしたいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

住 所	兵庫県豊岡市■■■■■■■■■■
氏 名	古保 初代
年 齢	満■■歳

(備考) 古保 初代 令和7年3月31日任期満了



第129号議案

人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推せんしたいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

住 所	兵庫県豊岡市 [REDACTED]
氏 名	辻井 明未
年 齡	満 [REDACTED] 歳

(備考) 菅村 規子 令和7年3月31日任期満了



第130号議案

人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推せんしたいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

住 所	兵庫県豊岡市 ██████████
氏 名	藤原 尚
年 齢	満 ■ 歳

（備考）中澤 慈運 令和7年3月31日任期満了



第131号 議案

人権擁護委員の推せんにつき意見を求めることについて

次の者を人権擁護委員の候補者に推せんしたいから、人権擁護委員法（昭和24年法律第139号）第6条第3項の規定により、議会の意見を求める。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

記

住 所	兵庫県豊岡市 ■■■■■■■■■■
氏 名	大西 道雄
年 齢	満 ■ 歳

(備考) 大西 道雄 令和7年3月31日任期満了





第132号議案

豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例制定について

豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

人事院勧告に基づく国家公務員の給与制度の改正に準じ、職員の給与制度の改正に伴う所要の規定の整備を行うため。



豊岡市条例第 号

豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例

(豊岡市職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）の一部を次のように改正する。

第28条第2項中「100分の122.5」を「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」に改め、同条第3項中「100分の68.75」との右に「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」とを加える。

第31条第2項第1号中「100分の102.5」を「6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」に改め、同項第2号中「100分の48.75」を「6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」に改める。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円	円	円	円	円
	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000

15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600

50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	

85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400	386,400			
95		299,700	347,800	386,700			
96		300,100	348,200	387,000			
97		300,300	348,400	387,300			
98		300,600	348,800	387,600			
99		301,000	349,200	387,900			
100		301,400	349,500	388,200			
101		301,600	349,800	388,500			
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				
114		305,300	355,200				
115		305,600	355,700				
116		306,000	356,200				
117		306,200	356,700				
118		306,400	357,200				
119		306,700	357,700				

	120		307,000	358,200				
	121		307,400	358,700				
	122		307,600	359,200				
	123		307,900	359,700				
	124		308,200	360,200				
	125		308,500	360,700				
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	291,400	370,000	426,700
	2	293,700	372,600	428,700
	3	296,000	375,100	430,700
	4	298,200	377,600	432,600
	5	300,300	380,100	434,500
	6	303,800	382,800	436,100
	7	307,300	385,500	437,700
	8	310,700	388,100	439,300
	9	314,100	390,200	440,900
	10	317,600	392,700	442,700
	11	321,000	395,200	444,500
	12	324,400	397,700	446,300
	13	327,800	400,300	448,100
	14	331,300	403,000	449,900
	15	334,700	405,600	451,700
16	338,100	408,100	453,500	

17	341,500	410,500	455,100
18	344,600	412,700	457,100
19	347,700	414,800	459,000
20	350,800	416,900	460,900
21	354,000	419,000	462,300
22	357,100	420,500	464,100
23	360,200	422,000	465,900
24	363,200	423,500	467,700
25	366,200	424,900	469,500
26	368,500	426,400	471,300
27	370,800	427,900	473,100
28	373,000	429,300	474,900
29	374,900	430,700	476,700
30	376,600	432,200	478,500
31	378,300	433,700	480,300
32	380,100	435,100	482,100
33	381,900	436,500	483,900
34	383,700	438,000	485,800
35	385,300	439,500	487,700
36	386,700	440,900	489,600
37	388,100	442,300	491,500
38	389,600	443,700	493,200
39	391,100	445,100	495,000
40	392,600	446,500	496,800
41	394,100	447,900	498,400
42	394,800	449,300	500,200
43	395,400	450,700	502,000
44	396,100	452,100	503,600
45	397,000	453,500	505,000
46	397,600	454,900	506,700
47	398,200	456,300	508,500
48	398,800	457,700	510,200
49	399,400	459,100	511,700
50	399,900	460,800	513,000
51	400,400	462,400	514,300



	52	400,900	464,000	515,600
	53	401,400	465,600	516,600
	54	401,800	466,800	517,900
	55	402,200	468,000	519,200
	56	402,600	469,100	520,500
	57	403,000	470,100	521,500
	58	403,400	471,100	522,300
	59	403,800	472,000	523,100
	60	404,200	472,800	523,900
	61	404,600	473,500	524,800
	62	405,000	474,200	525,600
	63	405,400	474,900	526,400
	64	405,800	475,500	527,100
	65	406,100	476,200	527,900
	66		476,900	528,700
	67		477,500	529,400
	68		478,100	530,300
	69		478,400	531,200
	70		479,000	532,000
	71		479,700	532,900
	72		480,400	533,800
	73		480,800	534,600
	74		481,400	535,500
	75		482,100	536,400
	76		482,800	537,100
	77		483,200	537,900
	78		483,800	538,800
	79		484,400	539,700
	80		484,900	540,600
	81		485,400	541,400
	82		485,900	542,300
	83		486,400	543,200
	84		486,900	544,100
	85		487,300	544,900
	86		487,800	545,800

	87		488,200	546,700
	88		488,700	547,600
	89		489,200	548,400
	90		489,800	
	91		490,400	
	92		490,800	
	93		491,300	
	94		491,900	
	95		492,500	
	96		493,000	
	97		493,500	
定年前再任用短時間勤務職員		301,700	344,400	399,500

備考 この表は、医師に適用する。

第2条 豊岡市職員の給与に関する条例の一部を次のように改正する。

第3条中「扶養手当」の右に「、地域手当」を加える。

第12条の前の見出しを削り、同条に見出しとして「(扶養手当)」を付し、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万円」を「前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円」に改め、同条第4項中「(以下「特定期間」という。)」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条に次の1項を加える。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第13条を次のように改める。

第13条 削除

第14条を次のように改める。

(地域手当)

第14条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額額の合計額に100分の

4 を乗じて得た額とする。

第15条第1項第2号中「配偶者」の右に「(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)」を加える。

第16条第2項第1号中「いう。)」を「いう。)」に改め、同号ただし書を削り、同項第3号中「(1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額)」を削り、同条中第6項を第7項とし、第3項から第5項までを1項ずつ繰り下げ、第2項の次に次の1項を加える。

- 3 運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

第17条第1項中「当該異動」の右に「又は官署の移転」を加え、同条第3項を次のように改める。

- 3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第24条中「給料の月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第27条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の右に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第28条第2項中「6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5」を「100分の125」に改め、同条第3項中「100分の122.5」とあるのは「100分の68.75」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の71.25」を「100分の125」とあるのは「100分の70」に改め、同条第4項中「扶養手当の月額」の右に「並びにこれらに対する地域手当の月額」を加え、同条第5項中「給料の月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第31条第2項第1号中「扶養手当の月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加え、「、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5」を「100分の105」に改め、同項第2号中「、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25」を「100分の50」に改め、同条第3項中「給料の月額」の右に「及びこれに対する地域手当の月額の合計額」を加える。

第35条第2項から第5項までの規定中「扶養手当」の右に「、地域手当」を加える。

第38条中「及び第15条」を削る。

第39条第2項中「給料」の右に「、地域手当」を加える。

別表第1及び別表第2を次のように改める。

別表第1（第5条関係）

行政職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
		給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円	給料月額 円
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300
	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200
	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100
	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900
	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700
	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500
	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300
	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700
	14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
	15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
	16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
	17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
	18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000

19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600
39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	

54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	
64	249,400	288,500	335,300	376,300	392,400	413,500	
65	249,700	289,000	336,100	376,600	392,700	413,700	
66	250,000	289,600	336,800	377,200	393,100	414,000	
67	250,300	290,100	337,500	377,900	393,500	414,300	
68	250,600	290,700	338,100	378,500	393,900	414,500	
69	250,900	291,200	338,600	378,900	394,200	414,700	
70	251,200	291,700	339,200	379,400	394,500	415,000	
71	251,500	292,300	339,700	380,000	394,800	415,300	
72	251,800	292,900	340,300	380,500	395,000	415,500	
73	252,100	293,400	340,600	381,000	395,200	415,700	
74	252,400	293,900	341,100	381,600	395,500		
75	252,700	294,300	341,500	382,100	395,800		
76	253,000	294,600	341,900	382,400	396,000		
77	253,300	294,800	342,300	382,800	396,200		
78	253,600	295,100	342,800	383,300	396,500		
79	253,900	295,300	343,300	383,700	396,800		
80	254,200	295,600	343,800	384,100	397,000		
81	254,500	295,800	344,100	384,500	397,200		
82	254,800	296,000	344,500	385,000	397,500		
83	255,100	296,300	344,900	385,400	397,800		
84	255,400	296,500	345,300	385,800	398,000		
85	255,700	296,800	345,600	386,100	398,200		
86	256,000	297,100	346,000	386,400			
87	256,300	297,400	346,400	386,700			
88	256,600	297,700	346,800	387,000			

89	256,900	298,000	347,000	387,300			
90	257,200	298,300	347,400	387,600			
91	257,500	298,600	347,800	387,900			
92	257,800	299,000	348,200	388,200			
93	258,100	299,200	348,400	388,500			
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200	355,200				
111		304,600	355,700				
112		304,900	356,200				
113		305,100	356,700				
114		305,300	357,200				
115		305,600	357,700				
116		306,000	358,200				
117		306,200	358,700				
118		306,400	359,200				
119		306,700	359,700				
120		307,000	360,200				
121		307,400	360,700				
122		307,600					
123		307,900					

	124		308,200					
	125		308,500					
定年前再任用短時間勤務職員		192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額
定年前再任用短時間勤務職員以外の職員		円	円	円
	1	291,400	400,300	455,100
	2	293,700	403,000	457,100
	3	296,000	405,600	459,000
	4	298,200	408,100	460,900
	5	300,300	410,500	462,300
	6	303,800	412,700	464,100
	7	307,300	414,800	465,900
	8	310,700	416,900	467,700
	9	314,100	419,000	469,500
	10	317,600	420,500	471,300
	11	321,000	422,000	473,100
	12	324,400	423,500	474,900
	13	327,800	424,900	476,700
	14	331,300	426,400	478,500
	15	334,700	427,900	480,300
	16	338,100	429,300	482,100
	17	341,500	430,700	483,900
	18	344,600	432,200	485,800
	19	347,700	433,700	487,700
20	350,800	435,100	489,600	



21	354,000	436,500	491,500
22	357,100	438,000	493,200
23	360,200	439,500	495,000
24	363,200	440,900	496,800
25	366,200	442,300	498,400
26	368,500	443,700	500,200
27	370,800	445,100	502,000
28	373,000	446,500	503,600
29	374,900	447,900	505,000
30	376,600	449,300	506,700
31	378,300	450,700	508,500
32	380,100	452,100	510,200
33	381,900	453,500	511,700
34	383,700	454,900	513,000
35	385,300	456,300	514,300
36	386,700	457,700	515,600
37	388,100	459,100	516,600
38	389,600	460,800	517,900
39	391,100	462,400	519,200
40	392,600	464,000	520,500
41	394,100	465,600	521,500
42	394,800	466,800	522,300
43	395,400	468,000	523,100
44	396,100	469,100	523,900
45	397,000	470,100	524,800
46	397,600	471,100	525,600
47	398,200	472,000	526,400
48	398,800	472,800	527,100
49	399,400	473,500	527,900
50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900

	56	402,600	478,100	533,800
	57	403,000	478,400	534,600
	58	403,400	479,000	535,500
	59	403,800	479,700	536,400
	60	404,200	480,400	537,100
	61	404,600	480,800	537,900
	62	405,000	481,400	538,800
	63	405,400	482,100	539,700
	64	405,800	482,800	540,600
	65	406,100	483,200	541,400
	66		483,800	542,300
	67		484,400	543,200
	68		484,900	544,100
	69		485,400	544,900
	70		485,900	545,800
	71		486,400	546,700
	72		486,900	547,600
	73		487,300	548,400
	74		487,800	
	75		488,200	
	76		488,700	
	77		489,200	
	78		489,800	
	79		490,400	
	80		490,800	
	81		491,300	
	82		491,900	
	83		492,500	
	84		493,000	
	85		493,500	
定年前再任用短時間勤務職員		301,700	344,400	399,500

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3のアの表6級の項中「部次長」の右に「、公室次長若しくは振興局次

長」を加える。

(豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部改正)

第3条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）の一部を次のように改正する。

第7条第1項の表を次のように改める。

号給	給料月額
	円
1	392,000
2	440,000
3	492,000
4	555,000
5	634,000
6	740,000
7	864,000

第9条第2項中「「100分の170」と」の右に「、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」と」を加える。

第4条 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例の一部を次のように改正する。

第7条第4項を削り、同条第5項中「及び前項の規定による特定任期付職員業績手当の支給」を削り、同項を同条第4項とする。

第9条第1項中「第12条から第15条まで、第25条及び第31条」を「第12条、第15条及び第25条」に改め、同条第2項中「及び第28条第2項」を「、第28条第2項及び第31条第2項第1号」に、「「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175）」を「「100分の125」とあるのは「100分の95」と、給与条例第31条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5）」に改め、同条第4項中「第12条から第15条まで」を「第12条、第15条」に改める。

(豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部改正)

第5条 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（令和元年豊岡市条例第8号）の一部を次のように改正する。

別表第1を次のように改める。

別表第1（第3条関係）

給料表

職務の級	1級	2級
号給	給料月額（円）	給料月額（円）

1	166,900	215,700
2	168,100	217,600
3	169,400	219,600
4	170,600	221,500
5	171,900	223,200
6	173,100	225,100
7	174,300	227,100
8	175,500	229,000
9	176,600	230,800
10	178,200	232,700
11	179,600	234,700
12	181,100	236,600
13	182,400	238,200
14	184,100	240,100
15	185,700	242,000
16	187,500	243,900
17	188,700	245,700
18	190,300	247,500
19	191,900	249,200
20	193,400	250,900
21	194,900	252,300
22	197,600	254,000
23	200,400	255,800
24	203,200	257,400
25	205,900	258,500
26	207,800	260,100
27	209,500	261,500
28	211,400	262,800
29	213,100	263,900
30	215,000	264,700
31	217,000	265,500
32	218,900	266,300
33	220,600	267,000
34	222,200	267,800
35	223,900	268,600

36	225,500	269,300
37	227,000	270,000
38	228,400	270,800
39	229,800	271,600
40	231,200	272,300
41	232,600	273,000
42	234,100	273,800
43	235,500	274,600
44	237,000	275,300
45	238,200	276,000
46	239,600	276,700
47	241,100	277,400
48	242,500	278,100
49	243,600	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700

71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700
96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700

106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000
121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

第6条 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を次のように改正する。

第2条第1項中「給料」の右に「、地域手当」を加える。

第3条を次のように改める。

(フルタイム会計年度任用職員の給料表)

第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表については、豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号。以下「給与条例」という。)別表第1(1級及び2級に係る部分に限る。)の規定を準用する。

第4条第1項中「これを」の右に「前条において準用する」を加え、「別表第2」を「別表」に改める。

第6条中「豊岡市職員の給与に関する条例(平成17年豊岡市条例第51号。以下「給与条例」という。)」を「給与条例」に改め、同条の次に次の1条を加える。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第6条の2 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第2項中「給料、扶養手当及び管理職手当の

月額合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替えるものとする。

第16条第1号中「適用して得た額」の右に「に、第6条の2の規定を適用して得た額を加算した額」を加える。

別表第1を削り、別表第2を別表とする。

(豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第7条 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年豊岡市条例第187号）の一部を次のように改正する。

第2条第3項中「扶養手当」の右に「、地域手当」を加え、「、特定任期付職員業績手当」を削る。

第4条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第5条を次のように改める。

(地域手当)

第5条 職員には、地域手当を支給する。

第6条第1号中「月額1万2,000円」を「月額1万6,000円」に改め、同条第2号を次のように改める。

(2) 第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

第8条中「規則で」を「管理者が」に改め、「当該異動」の右に「又は事務所等の移転」を加え、同条に次の1項を加える。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所等に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

第15条第1項中「勤務した」を「勤務をした」に改め、同条第2項中「週休日等以外の日の午前零時から」を「午後10時から翌日の」に改め、「午前5時までの間」の右に「(週休日等に含まれる時間を除く。)」を加え、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第17条の2を削る。

第23条の2第1項中「、17条の2」を削る。



第24条第1項中「及び第6条」を削る。

第24条の2第1項中「、第14条第1項及び第17条」を「及び第14条第1項」に、「特定任期付職員」を「豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号。次条において「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次項において「特定任期付職員」という。）」に改める。

第24条の3中「8条」を「第8条」に改める。

（豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部改正）

第8条 豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成17年豊岡市条例第34号）の一部を次のように改正する。

第4条及び第7条中「扶養手当」の右に「、地域手当」を加える。

附 則

（施行期日等）

- 1 この条例は、公布の日から施行する。ただし、第2条、第4条、第6条、第7条（豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第6条の改正規定を除く。）及び第8条の規定並びに附則第4項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から施行する。
- 2 第1条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例（以下この項及び次項において「第1条改正後給与条例」という。）別表第1及び別表第2の規定、第3条の規定による改正後の豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（以下この項及び次項において「改正後の任期付職員条例」という。）第7条第1項の規定並びに第5条の規定による改正後の豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例（次項において「改正後の会計年度任用職員条例」という。）別表第1の規定は令和6年4月1日から、第1条改正後給与条例第28条第2項及び第3項並びに第31条第2項の規定並びに改正後の任期付職員条例第9条第2項の規定は令和6年12月1日から適用する。

（給与又は報酬の内払）

- 3 第1条改正後給与条例別表第1及び別表第2の規定、改正後の任期付職員条例第7条第1項の規定又は改正後の会計年度任用職員条例別表第1の規定を適用する場合においては、第1条の規定による改正前の豊岡市職員の給与に関する条例、第3条の規定による改正前の豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例又は第5条の規定による改正前の豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の規定に基づいて支給された給与又は報酬は、それぞれ第1条改正後給与条例、改正後の任期付職員条例又は改正後の会計年度任用職員条例の規定による給与又は報酬の内払とみなす。

（号給の切替え）

4 令和7年4月1日（以下「切替日」という。）の前日において豊岡市職員の給与に関する条例別表第1及び別表第2の給料表の適用を受けていた職員であって同日においてその者が属していた職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であったものの切替日における号給（次項及び同表において「新号給」という。）は、切替日の前日においてその者が属していた職務の級及び同日においてその者が受けていた号給（同表において「旧号給」という。）に応じて同表に定める号給とする。

（切替日前の異動者の号給の調整）

5 切替日前に職務の級を異にする異動をした職員及び市長の定めるこれに準ずるものをした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動又は当該準ずるものをしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができる。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

6 切替日から令和8年3月31日までの間における第2条の規定による改正後の豊岡市職員の給与に関する条例（附則第8項及び第9項において「第2条改正後給与条例」という。）第12条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは

「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

7 切替日から令和8年3月31日までの間における第7条の規定による改正後の豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例第4条の規定の適用については、同条第2項中「(4) 重度心身障害者」とあるのは、

「(4) 重度心身障害者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

とする。

（令和8年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

8 切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当の月額、第2条改正後給与条例第14条第2項の規定にかかわらず、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の2を乗じて得た額とする。

（単身赴任手当に関する経過措置）

9 第2条改正後給与条例第17条第3項の規定は、切替日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

（市長への委任）

10 附則第2項から前項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事

項は、市長が定める。

附則別表 号給の切替表（附則第4項関係）

ア 行政職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号給	職務の級				
	3級	4級	5級	6級	7級
1	1	1	1	1	1
2	1	1	1	1	1
3	1	1	1	1	1
4	1	1	1	1	1
5	1	1	1	1	1
6	2	1	1	1	1
7	3	1	1	1	1
8	4	1	1	1	1
9	5	1	1	1	1
10	6	2	2	1	1
11	7	3	3	1	1
12	8	4	4	1	1
13	9	5	5	1	1
14	10	6	6	2	1
15	11	7	7	3	1
16	12	8	8	4	1
17	13	9	9	5	1
18	14	10	10	6	2
19	15	11	11	7	3
20	16	12	12	8	4
21	17	13	13	9	5
22	18	14	14	10	6
23	19	15	15	11	7
24	20	16	16	12	8
25	21	17	17	13	9
26	22	18	18	14	10
27	23	19	19	15	11
28	24	20	20	16	12
29	25	21	21	17	13
30	26	22	22	18	14

31	27	23	23	19	15
32	28	24	24	20	16
33	29	25	25	21	17
34	30	26	26	22	18
35	31	27	27	23	19
36	32	28	28	24	20
37	33	29	29	25	21
38	34	30	30	26	22
39	35	31	31	27	23
40	36	32	32	28	24
41	37	33	33	29	25
42	38	34	34	30	26
43	39	35	35	31	27
44	40	36	36	32	28
45	41	37	37	33	29
46	42	38	38	34	30
47	43	39	39	35	31
48	44	40	40	36	32
49	45	41	41	37	33
50	46	42	42	38	34
51	47	43	43	39	35
52	48	44	44	40	36
53	49	45	45	41	37
54	50	46	46	42	38
55	51	47	47	43	39
56	52	48	48	44	40
57	53	49	49	45	41
58	54	50	50	46	42
59	55	51	51	47	43
60	56	52	52	48	44
61	57	53	53	49	45
62	58	54	54	50	
63	59	55	55	51	
64	60	56	56	52	
65	61	57	57	53	

66	62	58	58	54	
67	63	59	59	55	
68	64	60	60	56	
69	65	61	61	57	
70	66	62	62	58	
71	67	63	63	59	
72	68	64	64	60	
73	69	65	65	61	
74	70	66	66	62	
75	71	67	67	63	
76	72	68	68	64	
77	73	69	69	65	
78	74	70	70	66	
79	75	71	71	67	
80	76	72	72	68	
81	77	73	73	69	
82	78	74	74	70	
83	79	75	75	71	
84	80	76	76	72	
85	81	77	77	73	
86	82	78	78		
87	83	79	79		
88	84	80	80		
89	85	81	81		
90	86	82	82		
91	87	83	83		
92	88	84	84		
93	89	85	85		
94	90	86			
95	91	87			
96	92	88			
97	93	89			
98	94	90			
99	95	91			
100	96	92			

101	97	93			
102	98				
103	99				
104	100				
105	101				
106	102				
107	103				
108	104				
109	105				
110	106				
111	107				
112	108				
113	109				
114	110				
115	111				
116	112				
117	113				
118	114				
119	115				
120	116				
121	117				
122	118				
123	119				
124	120				
125	121				

イ 医師職給料表の適用を受ける職員の新号給

旧号級	職務の級	
	2級	3級
1	1	1
2	1	1
3	1	1
4	1	1
5	1	1
6	1	1
7	1	1

8	1	1
9	1	1
10	1	1
11	1	1
12	1	1
13	1	1
14	2	1
15	3	1
16	4	1
17	5	1
18	6	2
19	7	3
20	8	4
21	9	5
22	10	6
23	11	7
24	12	8
25	13	9
26	14	10
27	15	11
28	16	12
29	17	13
30	18	14
31	19	15
32	20	16
33	21	17
34	22	18
35	23	19
36	24	20
37	25	21
38	26	22
39	27	23
40	28	24
41	29	25
42	30	26

43	31	27
44	32	28
45	33	29
46	34	30
47	35	31
48	36	32
49	37	33
50	38	34
51	39	35
52	40	36
53	41	37
54	42	38
55	43	39
56	44	40
57	45	41
58	46	42
59	47	43
60	48	44
61	49	45
62	50	46
63	51	47
64	52	48
65	53	49
66	54	50
67	55	51
68	56	52
69	57	53
70	58	54
71	59	55
72	60	56
73	61	57
74	62	58
75	63	59
76	64	60
77	65	61



78	66	62
79	67	63
80	68	64
81	69	65
82	70	66
83	71	67
84	72	68
85	73	69
86	74	70
87	75	71
88	76	72
89	77	73
90	78	
91	79	
92	80	
93	81	
94	82	
95	83	
96	84	
97	85	

## 豊岡市職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

#### (1) 豊岡市職員の給与に関する条例（第1条関係）

ア 令和6年12月期の期末手当について、支給割合を100分の122.5から100分の127.5に改めること。また、これに伴い定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を改めること。（第28条関係）

イ 令和6年12月期の勤勉手当について、支給割合を100分の102.5から100分の107.5に改めること。また、これに伴い定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を改めること。（第31条関係）

ウ 行政職給料表及び医師職給料表について、令和6年度の給料月額を引き上げること。（別表第1、別表第2関係）

#### (2) 豊岡市職員の給与に関する条例（第2条関係）

ア 職員の給与の定義に地域手当を加えること。（第3条関係）

イ 扶養手当について、配偶者に係る扶養手当を廃止し、子に係る扶養手当の月額を13,000円にするとともに、扶養手当の支給に関し必要な事項を規則で定めることとする等の所要の規定の整備を行うこと。（第12条、第13条関係）

ウ 職員には地域手当を支給し、その月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とすること。（第14条関係）

エ 通勤手当について、支給月額の限度額を1箇月当たり15万円とすること。（第16条関係）

オ 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を支給対象とすること。（第17条関係）

カ 勤務1時間当たりの給与額の算出について、地域手当の月額に係る規定を加えること。（第24条関係）

キ 管理職員特別勤務手当について、支給対象となる時間帯を拡大すること。（第27条関係）

ク 令和7年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の127.5から100分の125に改め、また、これに伴い定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を改めること及び期末手当基礎額の算出について、地域手当の月額に係る規定を加えること。（第28条関係）

ケ 令和7年6月期以降の勤勉手当について、支給割合を100分の107.5から100分の105に改め、また、これに伴い定年前再任用短時間勤務職員の支給割合を改めること及び勤勉手当基礎額の算出について、地域手当の月額に係る規定を加えること。（第31条関係）

コ 休職の事由に応じて、それぞれ定める割合の地域手当を支給すること。（第

35条関係)

- サ 定年前再任用短時間勤務職員に、住居手当を支給すること。(第38条関係)
  - シ 会計年度任用職員として雇用された技能職員及び労務職員の給与の種類に、地域手当を加えること。(第39条関係)
  - ス 行政職給料表3級から7級まで並びに医師職給料表2級及び3級について、号給の構成を改めるとともに、給料月額を引き上げること。(別表第1、別表第2関係)
  - セ 行政職給料表級別標準職務表について、職務の級が6級の標準職務に係る所要の規定の整理を行うこと。(別表第3関係)
  - ソ その他所要の規定の整理を行うこと。
- (3) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第3条関係)
- ア 特定任期付職員の令和6年度の給料月額を引き上げること。(第7条関係)
  - イ 特定任期付職員の令和6年12月期の期末手当について、支給割合を100分の170から100分の175に改めること。(第9条関係)
- (4) 豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(第4条関係)
- ア 特定任期付職員業績手当を廃止すること。(第7条関係)
  - イ 特定任期付職員に、豊岡市職員の給与に関する条例(以下「給与条例」という。)の規定による地域手当及び勤勉手当を支給し、令和7年6月期以降について、期末手当にあつては支給割合を100分の175から100分の95に改め、勤勉手当にあつては100分の87.5とすること。(第9条関係)
- (5) 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(第5条関係)
- 会計年度任用職員の給料表について、令和6年度の給料月額を引き上げること。(別表第1関係)
- (6) 豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例(第6条関係)
- ア 会計年度任用職員の給与の定義に地域手当を加えること。(第2条関係)
  - イ フルタイム会計年度任用職員の給料表については、給与条例の行政職給料表(1級及び2級に係る部分に限る。)を準用すること。(第3条、第4条、別表第1、別表第2関係)
  - ウ 給与条例の地域手当に関する規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用すること。(第6条の2関係)
  - エ パートタイム会計年度任用職員の報酬に、地域手当相当額を加算すること。(第16条関係)
- (7) 豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例(第7条関係)
- ア 職員の手当の種類に地域手当を加え、特定任期付職員業績手当を削除すること。(第2条、第5条、第17条の2、第23条の2関係)
  - イ 配偶者に係る扶養手当を廃止すること。(第4条関係)

- ウ 住居手当について、支給対象者に係る所要の規定の整備を行うこと。(第6条関係)
  - エ 単身赴任手当について、新たに給料表の適用を受ける職員となった者を支給対象とすること。(第8条関係)
  - オ 管理職員特別勤務手当について、支給対象となる時間帯を拡大すること。(第15条関係)
  - カ 定年前再任用短時間勤務職員に、住居手当を支給すること。(第24条関係)
  - キ 特定任期付職員に、勤勉手当を支給すること。(第24条の2関係)
  - ク その他所要の規定の整理を行うこと。
- (8) 豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例(第8条関係)  
派遣職員に支給することができる給与の種類に、地域手当を加えること。(第4条、第7条関係)

## 2 附則

- (1) この条例は、公布の日から施行すること。ただし、1(2)、1(4)、1(6)、1(7)(エの改正規定を除く。)及び1(8)の規定並びに附則第4項から第9項までの規定は、令和7年4月1日から施行すること。(附則第1項関係)
- (2) 1(1)ウ、1(3)ア及び1(5)の給料表に係る改正規定は令和6年4月1日から、1(1)ア及びイ並びに1(3)イの手当に係る改正規定は令和6年12月1日から適用すること並びに給与又は報酬の内払に係る規定を定めること。(附則第2項、第3項関係)
- (3) 令和7年4月1日(以下「切替日」という。)の前日において、職務の級が附則別表に掲げられている職務の級であった職員の切替日における号給(以下「新号給」という。)は、その者が属していた職務の級及び受けていた号給に応じて同表に定める号給とすること。(附則第4項、附則別表関係)
- (4) 切替日前に職務の級を異にする異動等をした職員の新号給については、その者が切替日において当該異動等をしたものとした場合との権衡上必要と認められる限度において、市長の定めるところにより、必要な調整を行うことができること。(附則第5項関係)
- (5) 切替日から令和8年3月31日までの間、配偶者を扶養手当の対象とするとともに、その月額に関し、扶養親族たる子については1人につき1万3,000円とあるのは1万1,500円と、配偶者については6,500円とあるのは3,000円とすること。(附則第6項、第7項関係)
- (6) 切替日から令和8年3月31日までの間における地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の2を乗じて得た額とすること。(附則第8項関係)

- (7) 単身赴任手当の支給に関する経過措置を定めること。(附則第9項関係)
- (8) 附則第2項から第9項までに定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、市長が定めること。(附則第10項関係)

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第1条関係）

現行	改正後（案）
<p>(期末手当) 第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の122.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と<u>する</u>。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項</p>	<p>(期末手当) 第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「100分の122.5」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4～6 略</p> <p>(勤勉手当) 第31条 略</p> <p>2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。</p> <p>(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあつては、退職し、又は死亡した日現在。次項</p>

において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に100分の102.5

を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の48.75

を乗じて得た額の

総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再任用	1	162,100	208,000	240,900	271,600	295,400	323,100	365,500
	2	163,200	209,700	242,400	273,200	297,500	325,300	368,100
	3	164,400	211,400	243,800	274,700	299,500	327,500	370,500
	4	165,500	212,900	245,200	276,300	301,400	329,500	372,900
	5	166,600	214,400	246,400	277,800	303,200	331,500	374,800
	6	167,700	216,200	248,000	279,500	305,000	333,500	377,300
	7	168,800	217,900	249,500	281,300	306,600	335,400	379,600
	8	169,900	219,600	250,900	283,100	308,200	337,300	382,100

において同じ。)において受けるべき扶養手当の月額を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得た額の総額

- (2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の

総額

3～5 略

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員の区分	職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
	号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
定年		円	円	円	円	円	円	円
前再任用	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400
	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000
	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300
	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500
	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400
	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700
	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800
	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800

勤務職員以外の職員	9	170,900	221,100	252,000	284,800	309,800	339,200	384,500
	10	172,300	222,600	253,400	286,700	312,000	341,200	387,100
	11	173,600	224,100	254,900	288,500	314,200	343,200	389,700
	12	174,900	225,600	256,200	290,300	316,200	345,200	392,300
	13	176,100	226,800	257,500	292,100	318,200	347,000	394,600
	14	177,600	228,200	258,700	293,700	320,200	349,000	396,900
	15	179,100	229,600	259,900	295,100	322,100	350,900	399,100
	16	180,700	231,000	261,100	296,500	324,000	352,800	401,400
	17	181,800	232,400	262,300	298,000	325,900	354,500	403,200
	18	183,200	234,000	263,600	300,000	327,900	356,500	405,100
	19	184,600	235,500	264,900	302,000	329,800	358,300	407,000
	20	186,000	236,900	266,200	303,800	331,700	360,200	408,800
	21	187,300	238,100	267,600	305,500	333,400	362,100	410,600
	22	189,600	239,700	269,100	307,400	335,400	364,000	412,400
	23	191,800	241,200	270,700	309,300	337,400	365,900	414,200
	24	194,000	242,600	272,200	311,100	339,300	367,800	416,000
	25	196,200	243,600	273,800	312,800	340,700	369,700	417,600
	26	197,900	245,100	275,500	314,800	342,600	371,600	419,100
	27	199,400	246,400	277,100	316,800	344,500	373,500	420,600
	28	200,900	247,600	278,700	318,700	346,400	375,400	422,100
	29	202,400	248,700	280,300	320,400	348,000	376,900	423,600
	30	203,800	249,700	281,800	322,400	349,900	378,700	424,900
	31	205,200	250,600	283,300	324,400	351,700	380,500	426,200
	32	206,600	251,500	284,800	326,400	353,500	382,100	427,400
	33	208,000	252,400	285,900	327,600	355,300	383,800	428,600

勤務職員以外	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700
	14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
	15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
	16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
	17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
	18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
	19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
	20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
	21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
	22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
	23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
	24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
	25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
	26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
	27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
	28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
	29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
	30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
	31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
	32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
	33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700



34	209,300	253,300	287,500	329,600	357,100	385,200	429,900
35	210,600	254,100	289,000	331,500	358,800	386,600	431,200
36	211,900	254,900	290,500	333,500	360,500	388,000	432,400
37	213,200	255,600	291,900	335,400	361,900	389,400	433,600
38	214,400	256,700	293,500	337,300	363,200	390,600	434,400
39	215,600	257,900	295,100	339,200	364,500	391,800	435,200
40	216,700	259,000	296,700	341,100	365,900	392,800	436,000
41	217,800	260,200	298,200	342,900	367,000	393,900	436,600
42	218,900	261,400	299,800	344,800	367,900	395,100	437,300
43	219,900	262,500	301,300	346,600	368,900	396,200	438,000
44	220,900	263,600	302,800	348,400	370,000	397,300	438,700
45	221,800	264,700	304,400	349,900	370,800	398,000	439,500
46	222,700	265,800	306,000	351,300	371,700	398,700	440,300
47	223,600	266,900	307,600	352,700	372,600	399,400	440,700
48	224,500	267,900	309,100	354,200	373,400	400,100	441,400
49	225,400	268,900	310,000	355,700	374,200	400,700	441,900
50	226,300	269,900	311,500	356,500	375,000	401,300	442,300
51	227,200	270,900	313,000	357,500	375,800	401,800	442,700
52	228,100	271,800	314,600	358,500	376,500	402,200	443,100
53	228,900	272,700	316,200	359,400	377,200	402,600	443,500
54	229,800	273,600	317,800	360,500	377,900	402,900	443,900
55	230,700	274,500	319,300	361,400	378,600	403,200	444,300
56	231,500	275,400	320,800	362,400	379,300	403,500	444,600
57	231,800	276,300	322,200	363,300	379,800	403,800	444,900
58	232,600	277,200	323,400	364,000	380,400	404,100	445,300

34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500
39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000

59	233,300	278,100	324,500	364,700	381,000	404,400	445,600
60	233,900	279,000	325,600	365,300	381,700	404,700	445,900
61	234,500	280,000	326,300	365,700	382,100	405,000	446,200
62	235,200	281,000	327,200	366,300	382,800	405,300	
63	235,800	281,900	328,000	367,000	383,400	405,600	
64	236,300	282,800	328,800	367,700	384,000	405,900	
65	236,800	283,300	329,600	368,000	384,400	406,200	
66	237,300	284,000	330,000	368,700	385,000	406,500	
67	237,800	284,700	330,600	369,400	385,600	406,800	
68	238,400	285,600	331,300	370,000	386,200	407,100	
69	238,900	286,600	332,100	370,300	386,600	407,300	
70	239,400	287,400	332,800	370,900	387,100	407,600	
71	239,900	288,200	333,500	371,600	387,600	407,900	
72	240,400	289,000	334,100	372,200	388,200	408,100	
73	240,900	289,700	334,600	372,500	388,500	408,300	
74	241,400	290,200	335,200	373,100	388,900	408,600	
75	241,800	290,600	335,700	373,800	389,300	408,900	
76	242,300	291,000	336,300	374,400	389,700	409,100	
77	242,800	291,200	336,600	374,800	390,000	409,300	
78	243,300	291,500	337,100	375,300	390,300	409,600	
79	243,800	291,700	337,500	375,900	390,600	409,900	
80	244,300	292,000	337,900	376,400	390,800	410,100	
81	244,700	292,200	338,300	376,900	391,000	410,300	
82	245,200	292,400	338,800	377,500	391,300	410,600	
83	245,600	292,700	339,300	378,000	391,600	410,900	

59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	
64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400	
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600	
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900	
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200	
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500	
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700	
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000	
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300	
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500	
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700	
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000	
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300	
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500	
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700	
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000	
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300	
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500	
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700	
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000	
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300	

84	246,000	292,900	339,800	378,300	391,800	411,100	
85	246,400	293,200	340,100	378,700	392,000	411,300	
86	246,800	293,500	340,500	379,200	392,300		
87	247,200	293,800	341,000	379,600	392,600		
88	247,600	294,100	341,400	380,000	392,800		
89	248,000	294,400	341,700	380,400	393,000		
90	248,500	294,800	342,100	380,900	393,300		
91	248,800	295,100	342,600	381,300	393,600		
92	249,100	295,500	343,000	381,700	393,800		
93	249,400	295,700	343,200	382,000	394,000		
94		295,900	343,600	382,300			
95		296,200	344,100	382,600			
96		296,600	344,500	382,900			
97		296,800	344,700	383,200			
98		297,100	345,100	383,500			
99		297,500	345,500	383,800			
100		297,900	345,800	384,100			
101		298,100	346,100	384,400			
102		298,400	346,500				
103		298,800	346,900				
104		299,100	347,300				
105		299,300	347,800				
106		299,600	348,200				
107		300,000	348,600				
108		300,300	349,000				

84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500	
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700	
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500		
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800		
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000		
89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400	386,400			
95		299,700	347,800	386,700			
96		300,100	348,200	387,000			
97		300,300	348,400	387,300			
98		300,600	348,800	387,600			
99		301,000	349,200	387,900			
100		301,400	349,500	388,200			
101		301,600	349,800	388,500			
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				

109	300,500	349,500							
110	300,900	349,900							
111	301,300	350,200							
112	301,600	350,500							
113	301,800	351,000							
114	302,000	351,500							
115	302,300	352,000							
116	302,700	352,500							
117	302,900	353,000							
118	303,100	353,500							
119	303,400	354,000							
120	303,700	354,500							
121	304,100	355,000							
122	304,300	355,500							
123	304,600	356,000							
124	304,900	356,500							
125	305,200	357,000							
	188,700	216,200	256,200	275,600	290,700	316,200	358,000		
定 年 前 再 任 用 短 時									

109	303,800	353,200							
110	304,200	353,600							
111	304,600	353,900							
112	304,900	354,200							
113	305,100	354,700							
114	305,300	355,200							
115	305,600	355,700							
116	306,000	356,200							
117	306,200	356,700							
118	306,400	357,200							
119	306,700	357,700							
120	307,000	358,200							
121	307,400	358,700							
122	307,600	359,200							
123	307,900	359,700							
124	308,200	360,200							
125	308,500	360,700							
	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700		
定 年 前 再 任 用 短 時									

間												
勤												
務												
職												
員												

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
定年前再任用		円	円	円
短時間勤務職	1	264,700	346,600	406,900
員以外の職員	2	267,200	349,600	409,600
	3	269,600	352,400	412,100
	4	272,000	355,300	414,700
	5	274,100	357,800	417,100
	6	277,600	360,800	419,100
	7	281,100	363,800	420,900
	8	284,500	366,600	422,800
	9	288,100	368,700	424,600
	10	291,600	371,200	427,300
	11	295,200	373,900	429,800
	12	298,700	376,400	432,200
	13	302,200	379,100	434,400

間												
勤												
務												
職												
員												

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2（第5条関係）

医師職給料表

職員の区分	職務の級 号給	1級 給料月額	2級 給料月額	3級 給料月額
定年前再任用		円	円	円
短時間勤務職	1	291,400	370,000	426,700
員以外の職員	2	293,700	372,600	428,700
	3	296,000	375,100	430,700
	4	298,200	377,600	432,600
	5	300,300	380,100	434,500
	6	303,800	382,800	436,100
	7	307,300	385,500	437,700
	8	310,700	388,100	439,300
	9	314,100	390,200	440,900
	10	317,600	392,700	442,700
	11	321,000	395,200	444,500
	12	324,400	397,700	446,300
	13	327,800	400,300	448,100

14	306,100	382,500	436,900
15	310,000	385,500	438,900
16	313,600	388,800	441,000
17	317,200	391,800	443,000
18	320,700	394,400	445,200
19	324,200	396,800	447,400
20	327,700	399,300	449,500
21	331,300	401,900	450,900
22	335,000	403,900	453,300
23	338,400	405,500	455,600
24	341,700	407,100	457,800
25	345,000	408,800	459,800
26	347,500	411,000	462,100
27	350,000	413,100	464,300
28	352,300	415,100	466,600
29	354,400	417,200	468,700
30	356,100	419,300	470,900
31	357,800	420,900	473,200
32	359,600	422,600	475,300
33	361,500	424,500	477,100
34	363,700	426,000	479,200
35	365,800	427,800	481,300
36	367,800	429,600	483,300
37	369,700	431,500	485,400
38	371,900	433,500	487,100

14	331,300	403,000	449,900
15	334,700	405,600	451,700
16	338,100	408,100	453,500
17	341,500	410,500	455,100
18	344,600	412,700	457,100
19	347,700	414,800	459,000
20	350,800	416,900	460,900
21	354,000	419,000	462,300
22	357,100	420,500	464,100
23	360,200	422,000	465,900
24	363,200	423,500	467,700
25	366,200	424,900	469,500
26	368,500	426,400	471,300
27	370,800	427,900	473,100
28	373,000	429,300	474,900
29	374,900	430,700	476,700
30	376,600	432,200	478,500
31	378,300	433,700	480,300
32	380,100	435,100	482,100
33	381,900	436,500	483,900
34	383,700	438,000	485,800
35	385,300	439,500	487,700
36	386,700	440,900	489,600
37	388,100	442,300	491,500
38	389,600	443,700	493,200

39	374,000	435,300	488,900
40	376,000	437,200	490,700
41	378,000	439,000	492,300
42	378,700	440,700	494,100
43	379,300	442,400	495,900
44	380,000	444,200	497,500
45	380,900	446,000	498,900
46	382,200	447,800	500,600
47	383,500	449,500	502,400
48	384,800	451,200	504,100
49	385,600	452,800	505,600
50	386,400	454,500	506,900
51	387,200	456,200	508,200
52	387,700	457,900	509,500
53	388,500	459,800	510,500
54	389,300	461,000	511,800
55	390,000	462,200	513,100
56	390,700	463,400	514,400
57	391,400	464,400	515,400
58	392,300	465,400	516,200
59	393,000	466,300	517,000
60	393,600	467,100	517,800
61	394,100	467,900	518,700
62	394,600	468,600	519,500
63	395,000	469,300	520,400

39	391,100	445,100	495,000
40	392,600	446,500	496,800
41	394,100	447,900	498,400
42	394,800	449,300	500,200
43	395,400	450,700	502,000
44	396,100	452,100	503,600
45	397,000	453,500	505,000
46	397,600	454,900	506,700
47	398,200	456,300	508,500
48	398,800	457,700	510,200
49	399,400	459,100	511,700
50	399,900	460,800	513,000
51	400,400	462,400	514,300
52	400,900	464,000	515,600
53	401,400	465,600	516,600
54	401,800	466,800	517,900
55	402,200	468,000	519,200
56	402,600	469,100	520,500
57	403,000	470,100	521,500
58	403,400	471,100	522,300
59	403,800	472,000	523,100
60	404,200	472,800	523,900
61	404,600	473,500	524,800
62	405,000	474,200	525,600
63	405,400	474,900	526,400

64	395,400	469,900	521,200
65	395,700	470,600	522,100
66		471,300	523,000
67		471,900	523,700
68		472,500	524,600
69		472,800	525,500
70		473,400	526,300
71		474,100	527,200
72		474,800	528,100
73		475,200	528,900
74		475,800	529,800
75		476,500	530,700
76		477,200	531,400
77		477,600	532,200
78		478,200	533,100
79		478,800	534,000
80		479,300	534,900
81		479,900	535,700
82		480,400	536,600
83		480,900	537,500
84		481,400	538,400
85		481,800	539,200
86		482,400	540,100
87		482,800	541,000
88		483,300	541,900

64	405,800	475,500	527,100
65	406,100	476,200	527,900
66		476,900	528,700
67		477,500	529,400
68		478,100	530,300
69		478,400	531,200
70		479,000	532,000
71		479,700	532,900
72		480,400	533,800
73		480,800	534,600
74		481,400	535,500
75		482,100	536,400
76		482,800	537,100
77		483,200	537,900
78		483,800	538,800
79		484,400	539,700
80		484,900	540,600
81		485,400	541,400
82		485,900	542,300
83		486,400	543,200
84		486,900	544,100
85		487,300	544,900
86		487,800	545,800
87		488,200	546,700
88		488,700	547,600



	89	483,800	542,700
	90	484,400	
	91	485,000	
	92	485,400	
	93	485,900	
	94	486,500	
	95	487,100	
	96	487,600	
	97	488,100	
定年前再任用		339,700	394,300
短時間勤務職 員			
		297,300	

備考 この表は、医師に適用する。

	89	489,200	548,400
	90	489,800	
	91	490,400	
	92	490,800	
	93	491,300	
	94	491,900	
	95	492,500	
	96	493,000	
	97	493,500	
定年前再任用		344,400	399,500
短時間勤務職 員			
		301,700	

備考 この表は、医師に適用する。

豊岡市職員の給与に関する条例新旧対照表（第2条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、給料、扶養手当____、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当をいう。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）</u></p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>(6) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円、同項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万円____とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22</p>	<p>(給与)</p> <p>第3条 第1条の給与とは、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当及び災害派遣手当をいう。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第12条 略</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく、主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>3 扶養手当の月額は、前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円____とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22</p>

歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（以下「特定期間」とい  
う。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にか  
かわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて  
得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

第13条 新たに職員となった者に扶養親族がある場合又は職員に次の各  
号のいずれかに該当する事実が生じた場合においては、その職員は、  
直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族たる要件を具備するに至った者がある場合

(2) 扶養親族たる要件を欠くに至った者がある場合（扶養親族たる子  
又は前条第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、22歳  
に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族たる要件  
を欠くに至った場合を除く。）

2 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族がある場合に  
おいてはその者が職員となった日、扶養親族がない職員に前項第1号  
に掲げる事実が生じたときはその事実が生じた日の属する月の翌月  
（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始  
し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合において  
は、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、扶養手当を受けている  
職員の扶養親族で同項の規定による届出に係るもの全てが扶養親族  
たる要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属す  
る月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）  
をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規  
定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にはさ

歳に達する日以後の最初の3月31日までの間  
にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にか  
かわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて  
得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の  
改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

#### 第13条 削除

れたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

3 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第1項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族で第1項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族たる要件を欠くに至った場合

(3) 職員の扶養親族たる子で第1項の規定による届出に係るものうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子になった場合

#### 第14条 削除

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に、支給する。

(1) 略

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者

が居住するための住宅を借り受け、月額1万円を超えて家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均

(地域手当)

第14条 職員には、地域手当を支給する。

2 地域手当の月額は、給料、扶養手当及び管理職手当の月額の合計額に100分の4を乗じて得た額とする。

(住居手当)

第15条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に、支給する。

(1) 略

(2) 第17条第1項又は第3項の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)が居住するための住宅を借り受け、月額1万円を超えて家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均

<p>衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 略 (通勤手当) 第16条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）</p>	<p>衡上必要があると認められるものとして規則で定めるもの</p> <p>2・3 略 (通勤手当) 第16条 略</p> <p>2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。</p> <p>(1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、規則で定めるところにより算出したその者の支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額（以下「<u>運賃等相当額</u>」という。）<u>ただし、運賃等相当額を支給単位期間の月数で除して得た額（以下「1箇月当たりの運賃等相当額」という。）が5万5,000円を超えるときは、支給単位期間につき、5万5,000円に支給単位期間の月数を乗じて得た額（その者が2以上の交通機関等を利用するものとして当該運賃等の額を算出する場合において、1箇月当たりの運賃等相当額の合計が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、5万5,000円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額）</u></p>
<p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額</p>	<p>(2) 略</p> <p>(3) 前項第3号に掲げる職員 交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離、交通機関等の利用距離、自動車等の使用距離等の事情を考慮して規則で定める区分に応じ、前2号に定める額（1箇月当たりの運賃等相当額及び前号に定める額の合計額が5万5,000円を超えるときは、その者の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間</p>

につき、5万5,000円に当該支給単位数の月数を乗じて得た額)、  
第1号に定める額又は前号に定める額

- 3 略
- 4 略
- 5 略
- 6 略

(単身赴任手当)

第17条 単身赴任手当は、官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動\_\_\_\_\_の直前の住居から当該異動\_\_\_\_\_の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 略

3 第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要

第1号に定める額又は前号に定める額

3 運賃等相当額をその支給単位数の月数で除して得た額(交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額)及び前項第2号に定める額の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、同項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位数のうち最も長い支給単位数につき、15万円に当該支給単位数の月数を乗じて得た額とする。

- 4 略
- 5 略
- 6 略
- 7 略

(単身赴任手当)

第17条 単身赴任手当は、官署を異にする異動又は在勤する官署の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は官署の移転の直前の住居から当該異動又は官署の移転の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する官署に通勤することが、通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

- 2 略

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったことに伴い、住居を移転

があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

#### 4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間から休日（勤務時間条例第10条に規定する休日）をいう。）を考慮して市長が別に定める時間を減じたもので除した額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 第25条第1項に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日又は同条例第10条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当

し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する官署に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

#### 4 略

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第24条 勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの勤務時間に52を乗じた時間から休日（勤務時間条例第10条に規定する休日）をいう。）を考慮して市長が別に定める時間を減じたもので除した額とする。

(管理職員特別勤務手当)

第27条 第25条第1項に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日又は同条例第10条に規定する休日（次項において「週休日等」という。）に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外

<p>を支給する。</p> <p>3 略 (期末手当) 第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>6月に支給する場合には100分の122.5、12月に支給する場合には100分の127.5</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の122.5</u>」とあるのは「<u>100分の68.75</u>」と、「<u>100分の127.5</u>」とあるのは「<u>100分の71.25</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額 _____の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの及びその職務の級が3級で規則で定める号給以上のもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額 _____に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて</p>	<p>を支給する。</p> <p>3 略 (期末手当) 第28条 略</p> <p>2 期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の125</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>3 定年前再任用短時間勤務職員に対する前項の規定の適用については、同項中「<u>100分の125</u>」とあるのは「<u>100分の70</u>」とする。</p> <p>4 第2項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額 _____の合計額とする。</p> <p>5 行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの及びその職務の級が3級で規則で定める号給以上のもの並びに同表以外の給料表の適用を受ける職員で職務の複雑、困難及び責任の度等を考慮してこれに相当する職員として当該各給料表につき規則で定めるものについては、前項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に職の職制上の段階、職務の級等を考慮して規則で定める職員の区分に応じて</p>
--	--



100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第31条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額

を加算した額に、6月に支給する場合には100分の102.5、12月に支給する場合には100分の107.5を乗じて得

た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に、6月に支給する場合には100分の48.75、12月に支給する場合には100分の51.25を乗じて得た額の

総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額

4・5 略

100分の15を超えない範囲内で規則で定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

6 略

(勤勉手当)

第31条 略

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、任命権者が市長の定める基準に従って定める割合を乗じて得た額とする。この場合において、任命権者が支給する勤勉手当の次の各号に掲げる職員の区分ごとの総額は、それぞれ当該各号に定める額を超えてはならない。

(1) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員以外の職員 当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれ基準日現在（退職し、又は死亡した職員にあっては、退職し、又は死亡した日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の105

を乗じて得

た額の総額

(2) 前項の職員のうち定年前再任用短時間勤務職員 当該定年前再任用短時間勤務職員の勤勉手当基礎額に100分の50

を乗じて得た額の

総額

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4・5 略

(休職者の給与)	(休職者の給与)
第35条 略	第35条 略
<p>2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、<u>住居手当</u>及び<u>期末手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p>	<p>2 職員が結核性疾患にかかり法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、<u>住居手当</u>及び<u>期末手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p>
<p>3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、<u>住居手当</u>及び<u>期末手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p>	<p>3 職員が前2項以外の心身の故障により法第28条第2項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が1年に達するまでは、これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、<u>住居手当</u>及び<u>期末手当</u>のそれぞれ100分の80を支給することができる。</p>
<p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び<u>住居手当</u>のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p>	<p>4 職員が法第28条第2項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>及び<u>住居手当</u>のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。</p>
<p>5 職員が法第27条第2項に基づき条例で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、<u>住居手当</u>及び<u>期末手当</u>のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。</p>	<p>5 職員が法第27条第2項に基づき条例で定める場合に該当して休職にされたときは、その休職の期間中これに給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、<u>住居手当</u>及び<u>期末手当</u>のそれぞれ100分の70以内を支給することができる。</p>
6～8 略	6～8 略
<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第38条 第12条_____の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>(技能職員及び労務職員の給与の種類及び基準)</p>	<p>(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第38条 第12条及<u>第15条</u>の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には、適用しない。</p> <p>(技能職員及び労務職員の給与の種類及び基準)</p>
第39条 略	第39条 略
2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員として雇用された技能	2 前項の規定にかかわらず、会計年度任用職員として雇用された技能

職員及び労務職員の給与の種類は、給料\_\_\_\_、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 略

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員職 の区の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	給料 月額	額	給料 月額	額	給料 月額	額	給料 月額	額	給料 月額	額	給料 月額	額	給料 月額	額
定年		円		円		円		円		円		円		円
前再	1	183,500	230,000	261,300	287,300	309,800	335,000	373,400						
任用	2	184,600	231,500	262,300	288,900	311,500	336,900	376,000						
短時	3	185,800	233,000	263,300	290,400	313,200	338,700	378,300						
間勤	4	186,900	234,500	264,300	291,900	314,700	340,500	380,500						
務職	5	188,000	236,000	265,300	293,400	316,100	342,200	382,400						
員以	6	189,700	237,500	266,300	294,900	317,400	343,900	384,700						
外の	7	191,300	239,000	267,300	296,300	318,700	345,500	386,800						
職員	8	192,900	240,500	268,300	297,600	320,000	347,200	388,800						
	9	194,500	242,000	269,300	298,800	321,300	348,800	390,800						
	10	196,200	243,400	270,300	300,300	323,100	350,500	393,100						
	11	197,800	244,800	271,300	301,800	324,900	352,100	395,300						
	12	199,400	246,200	272,300	303,200	326,600	353,700	397,500						
	13	201,000	247,400	273,300	304,600	328,300	355,200	399,700						

職員及び労務職員の給与の種類は、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当とする。

3 略

別表第1 (第5条関係)

行政職給料表

職員職 の区の級	1級		2級		3級		4級		5級		6級		7級	
	給料 月額	額	給料 月額	額	給料 月額	額	給料 月額	額	給料 月額	額	給料 月額	額	給料 月額	額
定年		円		円		円		円		円		円		円
前再	1	183,500	230,000	265,300	298,800	321,300	355,200	408,300						
任用	2	184,600	231,500	266,300	300,300	323,100	356,900	410,200						
短時	3	185,800	233,000	267,300	301,800	324,900	358,500	412,100						
間勤	4	186,900	234,500	268,300	303,200	326,600	360,100	413,900						
務職	5	188,000	236,000	269,300	304,600	328,300	361,700	415,700						
員以	6	189,700	237,500	270,300	305,700	330,000	363,500	417,500						
外の	7	191,300	239,000	271,300	306,700	331,700	365,000	419,300						
職員	8	192,900	240,500	272,300	307,900	333,400	366,600	421,100						
	9	194,500	242,000	273,300	309,100	335,000	368,000	422,700						
	10	196,200	243,400	274,300	310,700	336,700	369,600	424,200						
	11	197,800	244,800	275,300	312,300	338,400	371,200	425,700						
	12	199,400	246,200	276,400	313,900	340,000	372,700	427,200						
	13	201,000	247,400	277,400	315,400	341,500	374,600	428,700						

14	202,700	248,600	278,700	317,000	343,100	376,500	430,000
15	204,400	249,800	280,000	318,600	344,700	378,400	431,300
16	206,100	251,000	281,200	320,200	346,200	380,200	432,500
17	207,400	252,100	282,500	321,700	347,600	381,700	433,700
18	209,000	253,200	283,800	323,400	349,300	383,500	435,000
19	210,600	254,300	285,000	325,000	350,900	385,200	436,300
20	212,100	255,400	286,200	326,600	352,500	386,800	437,500
21	213,600	256,400	287,300	328,000	353,700	388,500	438,700
22	215,200	257,400	288,500	329,700	355,200	389,900	439,500
23	216,800	258,400	289,800	331,400	356,700	391,300	440,300
24	218,400	259,400	291,100	333,000	358,200	392,700	441,100
25	220,000	260,400	292,400	334,200	359,900	394,100	441,700
26	221,700	261,300	293,400	336,100	361,700	395,300	442,300
27	223,000	262,200	294,400	337,800	363,400	396,500	442,900
28	224,300	263,100	295,500	339,400	365,100	397,500	443,500
29	225,600	263,900	296,600	340,900	366,500	398,600	444,200
30	226,700	264,700	297,800	342,500	367,800	399,800	445,000
31	227,800	265,500	298,900	344,100	369,000	400,900	445,400
32	228,900	266,300	300,100	345,700	370,400	402,000	446,100
33	230,000	267,000	301,300	347,400	371,500	402,700	446,600
34	231,100	267,800	302,600	349,200	372,400	403,400	447,000
35	232,200	268,600	303,900	351,000	373,400	404,100	447,400
36	233,300	269,300	305,200	352,800	374,500	404,800	447,800
37	234,400	270,000	306,500	354,300	375,300	405,400	448,200
38	235,400	270,800	307,800	355,700	376,200	406,000	448,600

14	202,700	248,600	274,300	305,700	330,000	356,900	402,000
15	204,400	249,800	275,300	306,700	331,700	358,500	404,200
16	206,100	251,000	276,400	307,900	333,400	360,100	406,500
17	207,400	252,100	277,400	309,100	335,000	361,700	408,300
18	209,000	253,200	278,700	310,700	336,700	363,500	410,200
19	210,600	254,300	280,000	312,300	338,400	365,000	412,100
20	212,100	255,400	281,200	313,900	340,000	366,600	413,900
21	213,600	256,400	282,500	315,400	341,500	368,000	415,700
22	215,200	257,400	283,800	317,000	343,100	369,600	417,500
23	216,800	258,400	285,000	318,600	344,700	371,200	419,300
24	218,400	259,400	286,200	320,200	346,200	372,700	421,100
25	220,000	260,400	287,300	321,700	347,600	374,600	422,700
26	221,700	261,300	288,500	323,400	349,300	376,500	424,200
27	223,000	262,200	289,800	325,000	350,900	378,400	425,700
28	224,300	263,100	291,100	326,600	352,500	380,200	427,200
29	225,600	263,900	292,400	328,000	353,700	381,700	428,700
30	226,700	264,700	293,400	329,700	355,200	383,500	430,000
31	227,800	265,500	294,400	331,400	356,700	385,200	431,300
32	228,900	266,300	295,500	333,000	358,200	386,800	432,500
33	230,000	267,000	296,600	334,200	359,900	388,500	433,700
34	231,100	267,800	297,800	336,100	361,700	389,900	435,000
35	232,200	268,600	298,900	337,800	363,400	391,300	436,300
36	233,300	269,300	300,100	339,400	365,100	392,700	437,500
37	234,400	270,000	301,300	340,900	366,500	394,100	438,700
38	235,400	270,800	302,600	342,500	367,800	395,300	439,500

39	236,400	271,600	309,100	357,100	377,100	406,500	449,000
40	237,300	272,300	310,400	358,500	377,900	406,900	449,300
41	238,200	273,000	311,700	360,000	378,700	407,300	449,600
42	239,100	273,800	313,000	360,800	379,500	407,500	450,000
43	239,900	274,600	314,300	361,800	380,300	407,800	450,300
44	240,700	275,300	315,400	362,800	381,000	408,100	450,600
45	241,400	276,000	316,300	363,700	381,700	408,400	450,900
46	242,000	276,700	317,600	364,800	382,400	408,700	
47	242,600	277,400	318,900	365,700	383,100	409,000	
48	243,200	278,100	320,200	366,700	383,800	409,300	
49	243,800	278,800	321,400	367,600	384,300	409,500	
50	244,400	279,500	322,700	368,300	384,900	409,800	
51	245,000	280,200	323,900	369,000	385,500	410,100	
52	245,500	280,900	325,100	369,600	386,200	410,400	
53	246,000	281,500	326,400	370,000	386,600	410,600	
54	246,400	282,200	327,500	370,600	387,200	410,900	
55	246,700	282,800	328,600	371,300	387,800	411,200	
56	247,000	283,500	329,700	372,000	388,300	411,500	
57	247,300	284,100	330,400	372,300	388,700	411,700	
58	247,600	284,800	331,300	373,000	389,300	412,000	
59	247,900	285,400	332,000	373,700	389,900	412,300	
60	248,200	286,100	332,800	374,300	390,400	412,500	
61	248,500	286,700	333,600	374,600	390,800	412,700	
62	248,800	287,400	334,000	375,100	391,300	413,000	
63	249,100	288,000	334,600	375,700	391,800	413,300	

39	236,400	271,600	303,900	344,100	369,000	396,500	440,300
40	237,300	272,300	305,200	345,700	370,400	397,500	441,100
41	238,200	273,000	306,500	347,400	371,500	398,600	441,700
42	239,100	273,800	307,800	349,200	372,400	399,800	442,300
43	239,900	274,600	309,100	351,000	373,400	400,900	442,900
44	240,700	275,300	310,400	352,800	374,500	402,000	443,500
45	241,400	276,000	311,700	354,300	375,300	402,700	444,200
46	242,000	276,700	313,000	355,700	376,200	403,400	445,000
47	242,600	277,400	314,300	357,100	377,100	404,100	445,400
48	243,200	278,100	315,400	358,500	377,900	404,800	446,100
49	243,800	278,800	316,300	360,000	378,700	405,400	446,600
50	244,400	279,500	317,600	360,800	379,500	406,000	447,000
51	245,000	280,200	318,900	361,800	380,300	406,500	447,400
52	245,500	280,900	320,200	362,800	381,000	406,900	447,800
53	246,000	281,500	321,400	363,700	381,700	407,300	448,200
54	246,400	282,200	322,700	364,800	382,400	407,500	448,600
55	246,700	282,800	323,900	365,700	383,100	407,800	449,000
56	247,000	283,500	325,100	366,700	383,800	408,100	449,300
57	247,300	284,100	326,400	367,600	384,300	408,400	449,600
58	247,600	284,800	327,500	368,300	384,900	408,700	450,000
59	247,900	285,400	328,600	369,000	385,500	409,000	450,300
60	248,200	286,100	329,700	369,600	386,200	409,300	450,600
61	248,500	286,700	330,400	370,000	386,600	409,500	450,900
62	248,800	287,400	331,300	370,600	387,200	409,800	
63	249,100	288,000	332,000	371,300	387,800	410,100	

64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	

64	249,400	288,500	332,800	372,000	388,300	410,400
65	249,700	289,000	333,600	372,300	388,700	410,600
66	250,000	289,600	334,000	373,000	389,300	410,900
67	250,300	290,100	334,600	373,700	389,900	411,200
68	250,600	290,700	335,300	374,300	390,400	411,500
69	250,900	291,200	336,100	374,600	390,800	411,700
70	251,200	291,700	336,800	375,100	391,300	412,000
71	251,500	292,300	337,500	375,700	391,800	412,300
72	251,800	292,900	338,100	376,300	392,400	412,500
73	252,100	293,400	338,600	376,600	392,700	412,700
74	252,400	293,900	339,200	377,200	393,100	413,000
75	252,700	294,300	339,700	377,900	393,500	413,300
76	253,000	294,600	340,300	378,500	393,900	413,500
77	253,300	294,800	340,600	378,900	394,200	413,700
78	253,600	295,100	341,100	379,400	394,500	414,000
79	253,900	295,300	341,500	380,000	394,800	414,300
80	254,200	295,600	341,900	380,500	395,000	414,500
81	254,500	295,800	342,300	381,000	395,200	414,700
82	254,800	296,000	342,800	381,600	395,500	415,000
83	255,100	296,300	343,300	382,100	395,800	415,300
84	255,400	296,500	343,800	382,400	396,000	415,500
85	255,700	296,800	344,100	382,800	396,200	415,700
86	256,000	297,100	344,500	383,300	396,500	
87	256,300	297,400	344,900	383,700	396,800	
88	256,600	297,700	345,300	384,100	397,000	

89	256,900	298,000	347,000	387,300			
90	257,200	298,300	347,400	387,600			
91	257,500	298,600	347,800	387,900			
92	257,800	299,000	348,200	388,200			
93	258,100	299,200	348,400	388,500			
94		299,400	348,800				
95		299,700	349,200				
96		300,100	349,500				
97		300,300	349,800				
98		300,600	350,200				
99		301,000	350,600				
100		301,400	351,000				
101		301,600	351,500				
102		301,900	351,900				
103		302,200	352,300				
104		302,500	352,700				
105		302,700	353,200				
106		303,000	353,600				
107		303,300	353,900				
108		303,600	354,200				
109		303,800	354,700				
110		304,200	355,200				
111		304,600	355,700				
112		304,900	356,200				
113		305,100	356,700				

89	256,900	298,000	345,600	384,500	397,200		
90	257,200	298,300	346,000	385,000	397,500		
91	257,500	298,600	346,400	385,400	397,800		
92	257,800	299,000	346,800	385,800	398,000		
93	258,100	299,200	347,000	386,100	398,200		
94		299,400	347,400	386,400			
95		299,700	347,800	386,700			
96		300,100	348,200	387,000			
97		300,300	348,400	387,300			
98		300,600	348,800	387,600			
99		301,000	349,200	387,900			
100		301,400	349,500	388,200			
101		301,600	349,800	388,500			
102		301,900	350,200				
103		302,200	350,600				
104		302,500	351,000				
105		302,700	351,500				
106		303,000	351,900				
107		303,300	352,300				
108		303,600	352,700				
109		303,800	353,200				
110		304,200	353,600				
111		304,600	353,900				
112		304,900	354,200				
113		305,100	354,700				

114	305,300	355,200					
115	305,600	355,700					
116	306,000	356,200					
117	306,200	356,700					
118	306,400	357,200					
119	306,700	357,700					
120	307,000	358,200					
121	307,400	358,700					
122	307,600	359,200					
123	307,900	359,700					
124	308,200	360,200					
125	308,500	360,700					
定年	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
前再							
任用							
短時							
間勤							
務職							
員							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 (第5条関係)

医師職給料表

職員の区分	職務の級			
	号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額

114	305,300	357,200					
115	305,600	357,700					
116	306,000	358,200					
117	306,200	358,700					
118	306,400	359,200					
119	306,700	359,700					
120	307,000	360,200					
121	307,400	360,700					
122	307,600						
123	307,900						
124	308,200						
125	308,500						
定年	192,000	219,500	260,000	279,700	294,900	320,600	362,700
前再							
任用							
短時							
間勤							
務職							
員							

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない職員に適用する。

別表第2 (第5条関係)

医師職給料表

職員の区分	職務の級			
	号給	1級	2級	3級
	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額



定年前再任用	円	円	円	円
短時間勤務職	1	291,400	370,000	426,700
員以外の職員	2	293,700	372,600	428,700
	3	296,000	375,100	430,700
	4	298,200	377,600	432,600
	5	300,300	380,100	434,500
	6	303,800	382,800	436,100
	7	307,300	385,500	437,700
	8	310,700	388,100	439,300
	9	314,100	390,200	440,900
	10	317,600	392,700	442,700
	11	321,000	395,200	444,500
	12	324,400	397,700	446,300
	13	327,800	400,300	448,100
	14	331,300	403,000	449,900
	15	334,700	405,600	451,700
	16	338,100	408,100	453,500
	17	341,500	410,500	455,100
	18	344,600	412,700	457,100
	19	347,700	414,800	459,000
	20	350,800	416,900	460,900
	21	354,000	419,000	462,300
	22	357,100	420,500	464,100
	23	360,200	422,000	465,900
	24	363,200	423,500	467,700

  

定年前再任用	円	円	円	円
短時間勤務職	1	291,400	400,300	455,100
員以外の職員	2	293,700	403,000	457,100
	3	296,000	405,600	459,000
	4	298,200	408,100	460,900
	5	300,300	410,500	462,300
	6	303,800	412,700	464,100
	7	307,300	414,800	465,900
	8	310,700	416,900	467,700
	9	314,100	419,000	469,500
	10	317,600	420,500	471,300
	11	321,000	422,000	473,100
	12	324,400	423,500	474,900
	13	327,800	424,900	476,700
	14	331,300	426,400	478,500
	15	334,700	427,900	480,300
	16	338,100	429,300	482,100
	17	341,500	430,700	483,900
	18	344,600	432,200	485,800
	19	347,700	433,700	487,700
	20	350,800	435,100	489,600
	21	354,000	436,500	491,500
	22	357,100	438,000	493,200
	23	360,200	439,500	495,000
	24	363,200	440,900	496,800

25	366, 200	424, 900	469, 500
26	368, 500	426, 400	471, 300
27	370, 800	427, 900	473, 100
28	373, 000	429, 300	474, 900
29	374, 900	430, 700	476, 700
30	376, 600	432, 200	478, 500
31	378, 300	433, 700	480, 300
32	380, 100	435, 100	482, 100
33	381, 900	436, 500	483, 900
34	383, 700	438, 000	485, 800
35	385, 300	439, 500	487, 700
36	386, 700	440, 900	489, 600
37	388, 100	442, 300	491, 500
38	389, 600	443, 700	493, 200
39	391, 100	445, 100	495, 000
40	392, 600	446, 500	496, 800
41	394, 100	447, 900	498, 400
42	394, 800	449, 300	500, 200
43	395, 400	450, 700	502, 000
44	396, 100	452, 100	503, 600
45	397, 000	453, 500	505, 000
46	397, 600	454, 900	506, 700
47	398, 200	456, 300	508, 500
48	398, 800	457, 700	510, 200
49	399, 400	459, 100	511, 700

25	366, 200	442, 300	498, 400
26	368, 500	443, 700	500, 200
27	370, 800	445, 100	502, 000
28	373, 000	446, 500	503, 600
29	374, 900	447, 900	505, 000
30	376, 600	449, 300	506, 700
31	378, 300	450, 700	508, 500
32	380, 100	452, 100	510, 200
33	381, 900	453, 500	511, 700
34	383, 700	454, 900	513, 000
35	385, 300	456, 300	514, 300
36	386, 700	457, 700	515, 600
37	388, 100	459, 100	516, 600
38	389, 600	460, 800	517, 900
39	391, 100	462, 400	519, 200
40	392, 600	464, 000	520, 500
41	394, 100	465, 600	521, 500
42	394, 800	466, 800	522, 300
43	395, 400	468, 000	523, 100
44	396, 100	469, 100	523, 900
45	397, 000	470, 100	524, 800
46	397, 600	471, 100	525, 600
47	398, 200	472, 000	526, 400
48	398, 800	472, 800	527, 100
49	399, 400	473, 500	527, 900

50	399,900	460,800	513,000
51	400,400	462,400	514,300
52	400,900	464,000	515,600
53	401,400	465,600	516,600
54	401,800	466,800	517,900
55	402,200	468,000	519,200
56	402,600	469,100	520,500
57	403,000	470,100	521,500
58	403,400	471,100	522,300
59	403,800	472,000	523,100
60	404,200	472,800	523,900
61	404,600	473,500	524,800
62	405,000	474,200	525,600
63	405,400	474,900	526,400
64	405,800	475,500	527,100
65	406,100	476,200	527,900
66		476,900	528,700
67		477,500	529,400
68		478,100	530,300
69		478,400	531,200
70		479,000	532,000
71		479,700	532,900
72		480,400	533,800
73		480,800	534,600
74		481,400	535,500

50	399,900	474,200	528,700
51	400,400	474,900	529,400
52	400,900	475,500	530,300
53	401,400	476,200	531,200
54	401,800	476,900	532,000
55	402,200	477,500	532,900
56	402,600	478,100	533,800
57	403,000	478,400	534,600
58	403,400	479,000	535,500
59	403,800	479,700	536,400
60	404,200	480,400	537,100
61	404,600	480,800	537,900
62	405,000	481,400	538,800
63	405,400	482,100	539,700
64	405,800	482,800	540,600
65	406,100	483,200	541,400
66		483,800	542,300
67		484,400	543,200
68		484,900	544,100
69		485,400	544,900
70		485,900	545,800
71		486,400	546,700
72		486,900	547,600
73		487,300	548,400
74		487,800	

75	482,100	536,400
76	482,800	537,100
77	483,200	537,900
78	483,800	538,800
79	484,400	539,700
80	484,900	540,600
81	485,400	541,400
82	485,900	542,300
83	486,400	543,200
84	486,900	544,100
85	487,300	544,900
86	487,800	545,800
87	488,200	546,700
88	488,700	547,600
89	489,200	548,400
90	489,800	
91	490,400	
92	490,800	
93	491,300	
94	491,900	
95	492,500	
96	493,000	
97	493,500	
定年前再任用	344,400	399,500
短時間勤務職		
員		

75	488,200	
76	488,700	
77	489,200	
78	489,800	
79	490,400	
80	490,800	
81	491,300	
82	491,900	
83	492,500	
84	493,000	
85	493,500	
定年前再任用	344,400	399,500
短時間勤務職		
員		

備考 この表は、医師に適用する。

員

備考 この表は、医師に適用する。

別表第3（第5条関係）

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級 ～ 5級	略
6級	1 部次長_____の職務又は規則で定める職務 2～4 略
7級	略

イ 略

別表第3（第5条関係）

ア 行政職給料表級別標準職務表

職務の級	標準職務
1級 ～ 5級	略
6級	1 部次長、 <u>公室次長若しくは振興局次長の職務又は規則で定める職務</u> 2～4 略
7級	略

イ 略

豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第3条関係）

現行	改正後（案）																																				
<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員、技能職員及び労務職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>	<p>（特定任期付職員の給与に関する特例）</p> <p>第7条 第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（企業職員、技能職員及び労務職員を除く。以下「特定任期付職員」という。）には、次の給料表を適用する。</p>																																				
<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>380,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>427,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>477,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>539,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>615,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>718,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>839,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	380,000	2	427,000	3	477,000	4	539,000	5	615,000	6	718,000	7	839,000	<table border="1"> <thead> <tr> <th>号給</th> <th>給料月額</th> </tr> <tr> <td></td> <td>円</td> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1</td> <td>392,000</td> </tr> <tr> <td>2</td> <td>440,000</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>492,000</td> </tr> <tr> <td>4</td> <td>555,000</td> </tr> <tr> <td>5</td> <td>634,000</td> </tr> <tr> <td>6</td> <td>740,000</td> </tr> <tr> <td>7</td> <td>864,000</td> </tr> </tbody> </table>	号給	給料月額		円	1	392,000	2	440,000	3	492,000	4	555,000	5	634,000	6	740,000	7	864,000
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	380,000																																				
2	427,000																																				
3	477,000																																				
4	539,000																																				
5	615,000																																				
6	718,000																																				
7	839,000																																				
号給	給料月額																																				
	円																																				
1	392,000																																				
2	440,000																																				
3	492,000																																				
4	555,000																																				
5	634,000																																				
6	740,000																																				
7	864,000																																				
<p>2～5 略</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、</p>	<p>2～5 略</p> <p>（給与条例の適用除外等）</p> <p>第9条 略</p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員」と、</p>																																				



豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例新旧対照表（第4条関係）

現行	改正後（案）
<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 任命権者は、<u>特定任期付職員のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員には、規則で定めるところにより、その給料月額に相当する額を特定任期付職員業績手当として支給することができる。</u></p> <p>5 第2項の規定による号給の決定及び前項の規定による<u>特定任期付職員業績手当の支給は、予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第5条から第9条まで、<u>第12条から第15条まで、第25条及び第31条の規定は、特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、第27条第1項及び第28条第2項の<u>規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定め採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「100分の122.5」とあるのは「100分の170」と、「100分の127.5」とあるのは「100分の175」とする。</u></p> <p>3 略</p> <p>4 給与条例第9条、<u>第12条から第15条まで及び第17条の規定は、任期</u></p>	<p>(特定任期付職員の給与に関する特例)</p> <p>第7条 略</p> <p>2・3 略</p> <p>4 第2項の規定による号給の決定</p> <p>_____は、<u>予算の範囲内で行わなければならない。</u></p> <p>(給与条例の適用除外等)</p> <p>第9条 給与条例第5条から第9条まで、<u>第12条、第15条及び第25条</u></p> <p>_____の規定は、<u>特定任期付職員には、適用しない。</u></p> <p>2 特定任期付職員に対する給与条例第26条、<u>第27条第1項、第28条第2項及び第31条第2項第1号の規定の適用については、給与条例第26条及び第27条第1項中「規定する職にある職員」とあるのは「規定する職にある職員及び豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号）第2条第1項の規定により任期を定め採用された職員」と、給与条例第28条第2項中「100分の125」とあるのは「100分の95」と、<u>給与条例第31条第2項第1号中「100分の105」とあるのは「100分の87.5」とする。</u></u></p> <p>3 略</p> <p>4 給与条例第9条、<u>第12条、第15条</u> 及び<u>第17条の規定は、任期</u></p>



付短時間勤務職員には、適用しない。 5 略	付短時間勤務職員には、適用しない。 5 略
--------------------------	--------------------------

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第5条関係）

現行		改正後（案）	
別表第1（第3条関係） 給料表		別表第1（第3条関係） 給料表	
職務の級 号給	1級 給料月額（円）	1級 給料月額（円）	2級 給料月額（円）
1	150,100	166,900	215,700
2	151,200	168,100	217,600
3	152,400	169,400	219,600
4	153,500	170,600	221,500
5	154,600	171,900	223,200
6	155,700	173,100	225,100
7	156,800	174,300	227,100
8	157,900	175,500	229,000
9	158,900	176,600	230,800
10	160,300	178,200	232,700
11	161,600	179,600	234,700
12	162,900	181,100	236,600
13	164,100	182,400	238,200
14	165,600	184,100	240,100
15	167,100	185,700	242,000
16	168,700	187,500	243,900
17	169,800	188,700	245,700

<u>18</u>	<u>171,200</u>	<u>227,800</u>	<u>18</u>	<u>190,300</u>	<u>247,500</u>
<u>19</u>	<u>172,600</u>	<u>229,400</u>	<u>19</u>	<u>191,900</u>	<u>249,200</u>
<u>20</u>	<u>174,000</u>	<u>230,900</u>	<u>20</u>	<u>193,400</u>	<u>250,900</u>
<u>21</u>	<u>175,300</u>	<u>232,200</u>	<u>21</u>	<u>194,900</u>	<u>252,300</u>
<u>22</u>	<u>177,800</u>	<u>233,800</u>	<u>22</u>	<u>197,600</u>	<u>254,000</u>
<u>23</u>	<u>180,300</u>	<u>235,400</u>	<u>23</u>	<u>200,400</u>	<u>255,800</u>
<u>24</u>	<u>182,800</u>	<u>236,900</u>	<u>24</u>	<u>203,200</u>	<u>257,400</u>
<u>25</u>	<u>185,200</u>	<u>237,900</u>	<u>25</u>	<u>205,900</u>	<u>258,500</u>
<u>26</u>	<u>186,900</u>	<u>239,400</u>	<u>26</u>	<u>207,800</u>	<u>260,100</u>
<u>27</u>	<u>188,500</u>	<u>240,700</u>	<u>27</u>	<u>209,500</u>	<u>261,500</u>
<u>28</u>	<u>190,200</u>	<u>241,900</u>	<u>28</u>	<u>211,400</u>	<u>262,800</u>
<u>29</u>	<u>191,700</u>	<u>243,100</u>	<u>29</u>	<u>213,100</u>	<u>263,900</u>
<u>30</u>	<u>193,400</u>	<u>244,100</u>	<u>30</u>	<u>215,000</u>	<u>264,700</u>
<u>31</u>	<u>195,200</u>	<u>245,100</u>	<u>31</u>	<u>217,000</u>	<u>265,500</u>
<u>32</u>	<u>196,900</u>	<u>246,100</u>	<u>32</u>	<u>218,900</u>	<u>266,300</u>
<u>33</u>	<u>198,500</u>	<u>247,200</u>	<u>33</u>	<u>220,600</u>	<u>267,000</u>
<u>34</u>	<u>199,900</u>	<u>248,100</u>	<u>34</u>	<u>222,200</u>	<u>267,800</u>
<u>35</u>	<u>201,400</u>	<u>249,000</u>	<u>35</u>	<u>223,900</u>	<u>268,600</u>
<u>36</u>	<u>202,900</u>	<u>250,000</u>	<u>36</u>	<u>225,500</u>	<u>269,300</u>
<u>37</u>	<u>204,200</u>	<u>250,900</u>	<u>37</u>	<u>227,000</u>	<u>270,000</u>
<u>38</u>	<u>205,500</u>	<u>252,200</u>	<u>38</u>	<u>228,400</u>	<u>270,800</u>
<u>39</u>	<u>206,700</u>	<u>253,400</u>	<u>39</u>	<u>229,800</u>	<u>271,600</u>
<u>40</u>	<u>208,000</u>	<u>254,700</u>	<u>40</u>	<u>231,200</u>	<u>272,300</u>
<u>41</u>	<u>209,300</u>	<u>256,000</u>	<u>41</u>	<u>232,600</u>	<u>273,000</u>
<u>42</u>	<u>210,600</u>	<u>257,400</u>	<u>42</u>	<u>234,100</u>	<u>273,800</u>

<u>43</u>	<u>211,900</u>	<u>258,600</u>	<u>43</u>	<u>235,500</u>	<u>274,600</u>
<u>44</u>	<u>213,200</u>	<u>259,800</u>	<u>44</u>	<u>237,000</u>	<u>275,300</u>
<u>45</u>	<u>214,300</u>	<u>260,900</u>	<u>45</u>	<u>238,200</u>	<u>276,000</u>
<u>46</u>	<u>215,600</u>	<u>262,100</u>	<u>46</u>	<u>239,600</u>	<u>276,700</u>
<u>47</u>	<u>216,900</u>	<u>263,400</u>	<u>47</u>	<u>241,100</u>	<u>277,400</u>
<u>48</u>	<u>218,200</u>	<u>264,500</u>	<u>48</u>	<u>242,500</u>	<u>278,100</u>
<u>49</u>	<u>219,200</u>	<u>265,600</u>	<u>49</u>	<u>243,600</u>	<u>278,800</u>
<u>50</u>	<u>220,300</u>	<u>266,600</u>	<u>50</u>	<u>244,400</u>	<u>279,500</u>
<u>51</u>	<u>221,300</u>	<u>267,800</u>	<u>51</u>	<u>245,000</u>	<u>280,200</u>
<u>52</u>	<u>222,300</u>	<u>268,900</u>	<u>52</u>	<u>245,500</u>	<u>280,900</u>
<u>53</u>	<u>223,300</u>	<u>269,900</u>	<u>53</u>	<u>246,000</u>	<u>281,500</u>
<u>54</u>	<u>224,200</u>	<u>270,900</u>	<u>54</u>	<u>246,400</u>	<u>282,200</u>
<u>55</u>	<u>225,100</u>	<u>272,000</u>	<u>55</u>	<u>246,700</u>	<u>282,800</u>
<u>56</u>	<u>226,000</u>	<u>273,100</u>	<u>56</u>	<u>247,000</u>	<u>283,500</u>
<u>57</u>	<u>226,300</u>	<u>274,000</u>	<u>57</u>	<u>247,300</u>	<u>284,100</u>
<u>58</u>	<u>227,100</u>	<u>275,000</u>	<u>58</u>	<u>247,600</u>	<u>284,800</u>
<u>59</u>	<u>227,800</u>	<u>275,900</u>	<u>59</u>	<u>247,900</u>	<u>285,400</u>
<u>60</u>	<u>228,500</u>	<u>277,000</u>	<u>60</u>	<u>248,200</u>	<u>286,100</u>
<u>61</u>	<u>229,200</u>	<u>278,100</u>	<u>61</u>	<u>248,500</u>	<u>286,700</u>
<u>62</u>	<u>230,000</u>	<u>279,100</u>	<u>62</u>	<u>248,800</u>	<u>287,400</u>
<u>63</u>	<u>230,700</u>	<u>280,000</u>	<u>63</u>	<u>249,100</u>	<u>288,000</u>
<u>64</u>	<u>231,300</u>	<u>281,000</u>	<u>64</u>	<u>249,400</u>	<u>288,500</u>
<u>65</u>	<u>231,900</u>	<u>281,500</u>	<u>65</u>	<u>249,700</u>	<u>289,000</u>
<u>66</u>	<u>232,500</u>	<u>282,400</u>	<u>66</u>	<u>250,000</u>	<u>289,600</u>
<u>67</u>	<u>233,100</u>	<u>283,100</u>	<u>67</u>	<u>250,300</u>	<u>290,100</u>

<u>68</u>	<u>233,800</u>	<u>284,000</u>	<u>68</u>	<u>250,600</u>	<u>290,700</u>
<u>69</u>	<u>234,500</u>	<u>285,000</u>	<u>69</u>	<u>250,900</u>	<u>291,200</u>
<u>70</u>	<u>235,100</u>	<u>285,800</u>	<u>70</u>	<u>251,200</u>	<u>291,700</u>
<u>71</u>	<u>235,600</u>	<u>286,600</u>	<u>71</u>	<u>251,500</u>	<u>292,300</u>
<u>72</u>	<u>236,300</u>	<u>287,400</u>	<u>72</u>	<u>251,800</u>	<u>292,900</u>
<u>73</u>	<u>237,000</u>	<u>288,200</u>	<u>73</u>	<u>252,100</u>	<u>293,400</u>
<u>74</u>	<u>237,600</u>	<u>288,700</u>	<u>74</u>	<u>252,400</u>	<u>293,900</u>
<u>75</u>	<u>238,200</u>	<u>289,100</u>	<u>75</u>	<u>252,700</u>	<u>294,300</u>
<u>76</u>	<u>238,700</u>	<u>289,600</u>	<u>76</u>	<u>253,000</u>	<u>294,600</u>
<u>77</u>	<u>239,300</u>	<u>289,800</u>	<u>77</u>	<u>253,300</u>	<u>294,800</u>
<u>78</u>	<u>240,000</u>	<u>290,100</u>	<u>78</u>	<u>253,600</u>	<u>295,100</u>
<u>79</u>	<u>240,700</u>	<u>290,300</u>	<u>79</u>	<u>253,900</u>	<u>295,300</u>
<u>80</u>	<u>241,200</u>	<u>290,700</u>	<u>80</u>	<u>254,200</u>	<u>295,600</u>
<u>81</u>	<u>241,700</u>	<u>290,900</u>	<u>81</u>	<u>254,500</u>	<u>295,800</u>
<u>82</u>	<u>242,300</u>	<u>291,100</u>	<u>82</u>	<u>254,800</u>	<u>296,000</u>
<u>83</u>	<u>242,900</u>	<u>291,500</u>	<u>83</u>	<u>255,100</u>	<u>296,300</u>
<u>84</u>	<u>243,400</u>	<u>291,800</u>	<u>84</u>	<u>255,400</u>	<u>296,500</u>
<u>85</u>	<u>243,900</u>	<u>292,100</u>	<u>85</u>	<u>255,700</u>	<u>296,800</u>
<u>86</u>	<u>244,500</u>	<u>292,400</u>	<u>86</u>	<u>256,000</u>	<u>297,100</u>
<u>87</u>	<u>245,100</u>	<u>292,700</u>	<u>87</u>	<u>256,300</u>	<u>297,400</u>
<u>88</u>	<u>245,600</u>	<u>293,100</u>	<u>88</u>	<u>256,600</u>	<u>297,700</u>
<u>89</u>	<u>246,100</u>	<u>293,400</u>	<u>89</u>	<u>256,900</u>	<u>298,000</u>
<u>90</u>	<u>246,600</u>	<u>293,800</u>	<u>90</u>	<u>257,200</u>	<u>298,300</u>
<u>91</u>	<u>246,900</u>	<u>294,100</u>	<u>91</u>	<u>257,500</u>	<u>298,600</u>
<u>92</u>	<u>247,300</u>	<u>294,500</u>	<u>92</u>	<u>257,800</u>	<u>299,000</u>

<u>93</u>	<u>247,600</u>	<u>294,700</u>	<u>93</u>	<u>258,100</u>	<u>299,200</u>
<u>94</u>		<u>294,900</u>	<u>94</u>		<u>299,400</u>
<u>95</u>		<u>295,200</u>	<u>95</u>		<u>299,700</u>
<u>96</u>		<u>295,600</u>	<u>96</u>		<u>300,100</u>
<u>97</u>		<u>295,800</u>	<u>97</u>		<u>300,300</u>
<u>98</u>		<u>296,100</u>	<u>98</u>		<u>300,600</u>
<u>99</u>		<u>296,500</u>	<u>99</u>		<u>301,000</u>
<u>100</u>		<u>296,900</u>	<u>100</u>		<u>301,400</u>
<u>101</u>		<u>297,100</u>	<u>101</u>		<u>301,600</u>
<u>102</u>		<u>297,400</u>	<u>102</u>		<u>301,900</u>
<u>103</u>		<u>297,800</u>	<u>103</u>		<u>302,200</u>
<u>104</u>		<u>298,100</u>	<u>104</u>		<u>302,500</u>
<u>105</u>		<u>298,300</u>	<u>105</u>		<u>302,700</u>
<u>106</u>		<u>298,600</u>	<u>106</u>		<u>303,000</u>
<u>107</u>		<u>299,000</u>	<u>107</u>		<u>303,300</u>
<u>108</u>		<u>299,300</u>	<u>108</u>		<u>303,600</u>
<u>109</u>		<u>299,500</u>	<u>109</u>		<u>303,800</u>
<u>110</u>		<u>299,900</u>	<u>110</u>		<u>304,200</u>
<u>111</u>		<u>300,300</u>	<u>111</u>		<u>304,600</u>
<u>112</u>		<u>300,600</u>	<u>112</u>		<u>304,900</u>
<u>113</u>		<u>300,800</u>	<u>113</u>		<u>305,100</u>
<u>114</u>		<u>301,000</u>	<u>114</u>		<u>305,300</u>
<u>115</u>		<u>301,300</u>	<u>115</u>		<u>305,600</u>
<u>116</u>		<u>301,700</u>	<u>116</u>		<u>306,000</u>
<u>117</u>		<u>301,900</u>	<u>117</u>		<u>306,200</u>

118	302,100	118	306,400
119	302,400	119	306,700
120	302,700	120	307,000
121	303,100	121	307,400
122	303,300	122	307,600
123	303,600	123	307,900
124	303,900	124	308,200
125	304,200	125	308,500

豊岡市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例新旧対照表（第6条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料は、別表第1（以下「給料表」という。）に定めるところによる。</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを_____給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第2に定めるとおとりとする。</p> <p>2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p>	<p>(給与)</p> <p>第2条 前条の「給与」とは、法第22条の2第1項第2号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「フルタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、給料、地域手当、通勤手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当及び勤勉手当をい、同項第1号に掲げる職員として採用された会計年度任用職員（以下「パートタイム会計年度任用職員」という。）にあつては、報酬、期末手当及び勤勉手当をいう。</p> <p>2・3 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料表)</p> <p>第3条 フルタイム会計年度任用職員の給料表については、<u>豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号。以下「給与条例」という。）別表第1（1級及び2級に係る部分に限る。）の規定を準用する。</u></p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の職務の級)</p> <p>第4条 フルタイム会計年度任用職員の職務は、その職種ごとに、その複雑、困難及び責任の程度に基づき、これを前条において準用する給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、<u>別表_____に定めるとおとりとする。</u></p> <p>2 略</p> <p>(フルタイム会計年度任用職員の給料の支給)</p>



第6条 豊岡市職員の給与に関する条例（平成17年豊岡市条例第51号）

以下「給与条例」という。）第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第6項中「勤務時間条  
例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第16条 略

(1) 月額による報酬 基準月額（パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年豊岡市条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、第3条から第5条までの規定を適用して得た額

をいう。以下同じ。)に、パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。次号において同じ。）

(2)・(3) 略

第6条 給与条例

第10条の規定は、フルタイム会計年度任用職員について準用する。この場合において、同条第6項中「勤務時間条  
例第3条第1項、第4条及び第5条の規定に基づく週休日」とあるのは、「フルタイム会計年度任用職員について定められた週休日」と読み替えるものとする。

(フルタイム会計年度任用職員の地域手当)

第6条の2 給与条例第14条の規定は、フルタイム会計年度任用職員に  
ついて準用する。この場合において、同条第2項中「給料、扶養手当及  
び管理職手当の月額合計額」とあるのは「給料の月額」と読み替える  
ものとする。

(パートタイム会計年度任用職員の報酬)

第16条 略

(1) 月額による報酬 基準月額（パートタイム会計年度任用職員の1週間当たりの通常の勤務時間が豊岡市職員の勤務時間、休暇等に関する条例（平成17年豊岡市条例第39号。以下「勤務時間条例」という。）第2条第1項に規定する勤務時間と同一であるとした場合に、第3条から第5条までの規定を適用して得た額に、第6条の2の規

定を適用して得た額を加算した額をいう。以下同じ。)に、パートタイム会計年度任用職員について定められた1週間当たりの勤務時間を勤務時間条例第2条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を乗じて得た額（100円未満の端数があるときは、その端数を切り上げた額。次号において同じ。）

(2)・(3) 略

別表第1 (第3条関係)

## 給料表

職務の級 号給	1級 給料月額(円)	2級 給料月額(円)
1	166,900	215,700
2	168,100	217,600
3	169,400	219,600
4	170,600	221,500
5	171,900	223,200
6	173,100	225,100
7	174,300	227,100
8	175,500	229,000
9	176,600	230,800
10	178,200	232,700
11	179,600	234,700
12	181,100	236,600
13	182,400	238,200
14	184,100	240,100
15	185,700	242,000
16	187,500	243,900
17	188,700	245,700
18	190,300	247,500
19	191,900	249,200
20	193,400	250,900

21	194,900	252,300
22	197,600	254,000
23	200,400	255,800
24	203,200	257,400
25	205,900	258,500
26	207,800	260,100
27	209,500	261,500
28	211,400	262,800
29	213,100	263,900
30	215,000	264,700
31	217,000	265,500
32	218,900	266,300
33	220,600	267,000
34	222,200	267,800
35	223,900	268,600
36	225,500	269,300
37	227,000	270,000
38	228,400	270,800
39	229,800	271,600
40	231,200	272,300
41	232,600	273,000
42	234,100	273,800
43	235,500	274,600
44	237,000	275,300
45	238,200	276,000

46	239,600	276,700
47	241,100	277,400
48	242,500	278,100
49	243,600	278,800
50	244,400	279,500
51	245,000	280,200
52	245,500	280,900
53	246,000	281,500
54	246,400	282,200
55	246,700	282,800
56	247,000	283,500
57	247,300	284,100
58	247,600	284,800
59	247,900	285,400
60	248,200	286,100
61	248,500	286,700
62	248,800	287,400
63	249,100	288,000
64	249,400	288,500
65	249,700	289,000
66	250,000	289,600
67	250,300	290,100
68	250,600	290,700
69	250,900	291,200
70	251,200	291,700

71	251,500	292,300
72	251,800	292,900
73	252,100	293,400
74	252,400	293,900
75	252,700	294,300
76	253,000	294,600
77	253,300	294,800
78	253,600	295,100
79	253,900	295,300
80	254,200	295,600
81	254,500	295,800
82	254,800	296,000
83	255,100	296,300
84	255,400	296,500
85	255,700	296,800
86	256,000	297,100
87	256,300	297,400
88	256,600	297,700
89	256,900	298,000
90	257,200	298,300
91	257,500	298,600
92	257,800	299,000
93	258,100	299,200
94		299,400
95		299,700

96		300,100
97		300,300
98		300,600
99		301,000
100		301,400
101		301,600
102		301,900
103		302,200
104		302,500
105		302,700
106		303,000
107		303,300
108		303,600
109		303,800
110		304,200
111		304,600
112		304,900
113		305,100
114		305,300
115		305,600
116		306,000
117		306,200
118		306,400
119		306,700
120		307,000

121		307,400
122		307,600
123		307,900
124		308,200
125		308,500

別表第2 (第4条関係)

略

別表 (第4条関係)

略

豊岡市企業職員の給与の種類及び基準に関する条例新旧対照表（第7条関係）

現行	改正後（案）
<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤奨手当、特定任期付職員業績手当及び災害派遣手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(5) 略</p> <p>第5条 削除</p> <p>(住居手当)</p>	<p>(給与の種類)</p> <p>第2条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 手当の種類は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、宿日直手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤奨手当及び災害派遣手当とする。</p> <p>(扶養手当)</p> <p>第4条 略</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) 略</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 略</p> <p>(4) 略</p> <p>(地域手当)</p> <p>第5条 職員には、地域手当を支給する。</p> <p>(住居手当)</p>



第6条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万2,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員
- (2) 自らの所有する住宅に居住する世帯主である職員

（単身赴任手当）

第8条 単身赴任手当は、事務所等を異にする異動又は在勤する事務所等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動\_\_\_\_\_の直前の住居から当該異動\_\_\_\_\_の直後に在勤する事務所等に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所等に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

第6条 住居手当は、次に掲げる職員に対して支給する。

- (1) 自ら居住する住宅（貸間を含む。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。）を支払っている職員
- (2) 第8条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのもとの均衡上必要があると認められるものとして管理者が定めるもの

（単身赴任手当）

第8条 単身赴任手当は、事務所等を異にする異動又は在勤する事務所等の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は事務所等の移転の直前の住居から当該異動又は事務所等の移転の直後に在勤する事務所等に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する事務所等に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 新たに給料表の適用を受ける職員となつたことに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の管理者が定めるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後に在勤する事務所等に通勤することが通勤距離等を考慮して管理者が定める基準に照らして困難であると認められるものうち、単身で生活することを常況とする職員その他前項の規定による単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認め

られるものとして管理者が定める職員には、前項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

2 略

(管理職員特別勤務手当)

第15条 前条に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日又は同条例第10条に規定する休日(次項において「週休日等」という。)に勤務をした場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合はほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第23条の2 第4条、第6条、第8条、第11条、第14条、第15条第23条の2及び第18条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

2 略

(管理職員特別勤務手当)

第15条 前条に規定する職にある職員が、臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務時間条例第3条第1項に規定する週休日又は同条例第10条に規定する休日(次項において「週休日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合はほか、前項の職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により週休日等以外の日の午前零時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

(特定任期付職員業績手当)

第17条の2 特定任期付職員業績手当は、豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例(平成24年豊岡市条例第55号。以下「任期付職員条例」という。)第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員(以下「特定任期付職員」という。)のうち、特に顕著な業績を挙げたと認められる職員に対して支給する。

(会計年度任用職員についての適用除外)

第23条の2 第4条、第6条、第8条、第11条、第14条、第15条、第17条の2及び第18条の2の規定は、会計年度任用職員には適用しない。

2 略

(定年前再任用短時間勤務職員についての適用除外)

<p>第24条 第4条及び第6条の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>(特定任期付職員についての適用除外等)</p> <p>第24条の2 第3条第2項、第4条、第6条、第14条第1項及び第17条の規定は、<u>特定任期付職員</u></p> <hr/> <hr/> <hr/>	<p>第24条 第4条_____の規定は、地方公務員法第22条の4第1項の規定により採用された職員には、適用しない。</p> <p>2 略</p> <p>(特定任期付職員についての適用除外等)</p> <p>第24条の2 第3条第2項、第4条、第6条及び第14条第1項の規定は、<u>豊岡市一般職の任期付職員の採用等に関する条例（平成24年豊岡市条例第55号。次条において「任期付職員条例」という。）第2条第1項の規定により任期を定めて採用された職員（次項において「特定任期付職員」という。）</u>には適用しない。</p>
<p>2 略</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第24条の3 第4条、第6条及び<u>8条</u>の規定は、任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>	<p>2 略</p> <p>(任期付短時間勤務職員についての適用除外)</p> <p>第24条の3 第4条、第6条及び<u>第8条</u>の規定は、任期付職員条例第4条の規定により任期を定めて採用された職員には適用しない。</p>

豊岡市公益的法人等への職員の派遣等に関する条例新旧対照表（第8条関係）

現行	改正後（案）
<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び同法附則第5項に規定する職員（以下「労務職員」という。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>（企業職員である派遣職員又は労務職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第7条 企業職員である派遣職員又は労務職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当_____、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>	<p>(派遣職員の給与)</p> <p>第4条 派遣職員（企業職員（地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）第3条第4号の職員をいう。以下同じ。）である派遣職員及び同法附則第5項に規定する職員（以下「労務職員」という。）である派遣職員を除く。第6条及び第7条において同じ。）のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事するものには、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。</p> <p>（企業職員である派遣職員又は労務職員である派遣職員の給与の種類）</p> <p>第7条 企業職員である派遣職員又は労務職員のうち、法第6条第2項に規定する業務に従事する者には、その職員派遣の期間中、給料、扶養手当、<u>地域手当</u>、住居手当及び期末手当を支給することができる。</p>

第133号議案

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

市長等の期末手当の支給割合を改定するため。



豊岡市条例第 号

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例（平成17年豊岡市条例第49号）の一部を次のように改正する。

第3条第3項中「100分の225」を「100分の230」に改める。

附 則

この条例は、令和7年4月1日から施行する。

## 豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

令和7年6月期以降の期末手当について、支給割合を100分の225から100分の230に改めること。(第3条関係)

### 2 附則

この条例は、令和7年4月1日から施行すること。



豊岡市長等の給与及び旅費に関する条例新旧対照表

現行	改正後（案）
<p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の225</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p>	<p>第3条 略</p> <p>2 略</p> <p>3 市長等の期末手当の額は、期末手当基礎額に、<u>100分の230</u>を乗じて得た額に、それぞれ基準日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</p> <p>(1)～(4) 略</p> <p>4 略</p>



第134号議案

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例制定について

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

(理由)

令和6年12月に支給する議員の期末手当に関する特例措置を定めるため。



豊岡市条例第 号

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例（平成17年豊岡市条例第45号）の一部を次のように改正する。

附則に次の1項を加える。

（令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置）

4 令和6年12月に支給する期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、100分の235を乗じて得た額に、12月1日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6箇月 100分の100
- (2) 5箇月以上6箇月未満 100分の80
- (3) 3箇月以上5箇月未満 100分の60
- (4) 3箇月未満 100分の30

附 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第4項の規定は、令和6年12月1日から適用する。

## 豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例の一部を改正する条例案要綱

### 1 改正の内容

令和6年12月に支給する期末手当の額について、期末手当基礎額に市長等の例による割合を乗じて得た額とする第5条第2項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に100分の235を乗じて得た額に、12月1日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間の区分に応じた割合を乗じて得た額とする特例措置を定めること。  
(附則第4項関係)

### 2 附則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の附則第4項の規定は、令和6年12月1日から適用すること。

豊岡市議会の議員の議員報酬等に関する条例新旧対照表

現行	改正後 (案)
<p>附 則 1～3 略</p>	<p>附 則 1～3 略 (令和6年12月に支給する期末手当に関する特例措置) 4 <u>令和6年12月に支給する期末手当の額は、第5条第2項の規定にかかわらず、期末手当基礎額に、100分の235を乗じて得た額に、12月1日以前6箇月以内の期間におけるその者の在職期間を次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。</u> (1) <u>6箇月 100分の100</u> (2) <u>5箇月以上6箇月未満 100分の80</u> (3) <u>3箇月以上5箇月未満 100分の60</u> (4) <u>3箇月未満 100分の30</u></p>





第135号議案

令和6年度豊岡市一般会計補正予算（第7号）

令和6年度豊岡市の一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ884,406千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ50,035,570千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税		17,174,813	142,386	17,317,199
	1. 地方交付税	17,174,813	142,386	17,317,199
16. 国庫支出金		6,227,225	387,689	6,614,914
	2. 国庫補助金	3,073,134	387,689	3,460,823
17. 県支出金		3,330,340	48,143	3,378,483
	1. 県負担金	1,813,508	48,143	1,861,651
21. 繰越金		570,000	306,188	876,188
	1. 繰越金	570,000	306,188	876,188
歳入合計		49,151,164	884,406	50,035,570

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 議 会 費		253,110	2,079	255,189
	1. 議 会 費	253,110	2,079	255,189
2. 総 務 費		8,225,637	95,576	8,321,213
	1. 総 務 管 理 費	7,450,275	72,520	7,522,795
	2. 徴 税 費	383,571	12,984	396,555
	3. 戸籍住民基本台帳費	220,763	8,540	229,303
	4. 選 挙 費	135,247	909	136,156
	5. 統 計 調 査 費	11,480	1	11,481
	6. 監 査 委 員 費	24,301	622	24,923
3. 民 生 費		15,548,273	605,375	16,153,648
	1. 社 会 福 祉 費	5,526,543	309,251	5,835,794
	2. 老 人 福 祉 費	3,516,969	21,730	3,538,699
	3. 児 童 福 祉 費	5,486,482	272,035	5,758,517
	4. 生 活 保 護 費	1,018,279	2,359	1,020,638
4. 衛 生 費		5,102,342	16,999	5,119,341
	1. 保 健 衛 生 費	4,593,973	16,613	4,610,586
	2. 清 掃 費	508,369	386	508,755
6. 農 林 水 産 業 費		1,520,162	13,598	1,533,760
	1. 農 業 費	1,246,688	11,147	1,257,835
	2. 林 業 費	242,994	1,932	244,926
	3. 水 産 業 費	30,480	519	30,999
7. 商 工 費		1,164,803	6,472	1,171,275
	1. 商 工 費	1,164,803	6,472	1,171,275
8. 土 木 費		5,350,958	21,553	5,372,511
	1. 土 木 管 理 費	550,091	9,183	559,274
	2. 道 路 橋 り ょ う 費	2,039,089	6,809	2,045,898
	5. 都 市 計 画 費	2,441,634	3,046	2,444,680
	6. 住 宅 費	228,113	2,515	230,628

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
9. 消 防 費		1,714,718	33,756	1,748,474
	1. 消 防 費	1,714,718	33,756	1,748,474
10. 教 育 費		4,460,401	88,998	4,549,399
	1. 教 育 総 務 費	1,586,157	39,218	1,625,375
	2. 小 学 校 費	593,686	10,401	604,087
	3. 中 学 校 費	299,734	5,563	305,297
	4. 幼 稚 園 費	231,000	8,420	239,420
	5. 社 会 教 育 費	711,328	23,213	734,541
	6. 保 健 体 育 費	1,038,496	2,183	1,040,679
歳 出 合 計		49,151,164	884,406	50,035,570

令和 6 年 度 豊 岡 市 一 般 会 計  
補 正 予 算 ( 第 7 号 ) に 関 する 説 明 書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
12. 地方交付税	17,174,813	142,386	17,317,199
16. 国庫支出金	6,227,225	387,689	6,614,914
17. 県支出金	3,330,340	48,143	3,378,483
21. 繰越金	570,000	306,188	876,188
歳入合計	49,151,164	884,406	50,035,570



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 議会費	253,110	2,079	255,189
2. 総務費	8,225,637	95,576	8,321,213
3. 民生費	15,548,273	605,375	16,153,648
4. 衛生費	5,102,342	16,999	5,119,341
6. 農林水産業費	1,520,162	13,598	1,533,760
7. 商工費	1,164,803	6,472	1,171,275
8. 土木費	5,350,958	21,553	5,372,511
9. 消防費	1,714,718	33,756	1,748,474
10. 教育費	4,460,401	88,998	4,549,399
歳出合計	49,151,164	884,406	50,035,570



(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			2,079
			95,576
435,832			169,543
			16,999
			13,598
			6,472
			21,553
			33,756
			88,998
435,832	0	0	448,574

2. 歳 入

(款) 12. 地方交付税

(項) 1. 地方交付税

目	補正前の額	補正額	計
1. 地方交付税	17,174,813	142,386	17,317,199
計	17,174,813	142,386	17,317,199

(款) 16. 国庫支出金

(項) 2. 国庫補助金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費国庫補助金	1,283,205	96,287	1,379,492
21. 地方創生臨時交付金	860,503	291,402	1,151,905
計	3,073,134	387,689	3,460,823

(款) 17. 県支出金

(項) 1. 県負担金

目	補正前の額	補正額	計
2. 民生費県負担金	1,808,293	48,143	1,856,436
計	1,813,508	48,143	1,861,651

(款) 21. 繰越金

(項) 1. 繰越金

目	補正前の額	補正額	計
1. 繰越金	570,000	306,188	876,188
計	570,000	306,188	876,188

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 地 方 交 付 税	142,386	普通交付税	142,386

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 児 童 福 祉 費 補 助 金	96,287	子どものための教育・保育給付交付金	96,287
1. 地 方 創 生 臨 時 交 付 金	291,402	地方創生臨時交付金	291,402

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
3. 児 童 福 祉 費 負 担 金	48,143	教育・保育給付費負担金	48,143

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 前 年 度 繰 越 金	306,188	前年度繰越金	306,188

3. 歳 出

(款) 1. 議会費

(項) 1. 議会費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 議 会 費	253,110	2,079	255,189				2,079
計	253,110	2,079	255,189				2,079

(款) 2. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	2,019,672	55,618	2,075,290				55,618
6. 企 画 費	608,882	5	608,887				5
8. 公共交通対策費	425,397	354	425,751				354
9. 環境政策推進費	149,378	870	150,248				870

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		561	人件費	2,079
			一般職給	561
3. 職員手当等		1,420	一般職員	561
			時間外勤務手当	4
4. 共済費		98	期末手当	255
			勤勉手当	237
			議員期末手当	924
			共済組合負担金	98

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		8,101	人件費	55,618
			会計年度任用職員報酬	8,101
2. 給料		13,162	パートタイム職員	8,101
			一般職給	13,162
3. 職員手当等		14,152	一般職員	13,162
			時間外勤務手当	9
4. 共済費		6,120	期末手当	7,578
			勤勉手当	6,565
18. 負担金、補助及び 交付金		14,083	共済組合負担金	2,750
			雇用保険料	2,321
			健保、厚生年金保険料	1,049
			負担金	14,083
			退職手当組合	13,892
			職員互助会	191
3. 職員手当等		5	人件費	5
			時間外勤務手当	5
1. 報酬		205	人件費	354
			会計年度任用職員報酬	205
3. 職員手当等		95	パートタイム職員	205
			期末手当	51
4. 共済費		54	勤勉手当	44
			共済組合負担金	22
			健保、厚生年金保険料	32
2. 給料		494	人件費	870
			一般職給	494
3. 職員手当等		320	一般職員	494
			時間外勤務手当	34
4. 共済費		56	期末手当	152
			勤勉手当	134

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(環境政策推進費)							
10. コウノトリ野生復帰推進事業費	113,192	1,664	114,856				1,664
11. 情報管理費	296,046	1,388	297,434				1,388
21. 交通安全対策費	7,976	333	8,309				333
22. 但馬空港利用促進費	102,591	358	102,949				358
32. 地域コミュニティ推進費	527,649	11,918	539,567				11,918
34. 地方創生推進事業費	737,858	12	737,870				12

一般会計

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
		共済組合負担金	56
1. 報 酬	205	人件費	1,664
		会計年度任用職員報酬	205
2. 給 料	699	パートタイム職員	205
		一般職給	699
3. 職 員 手 当 等	614	一般職員	699
		時間外勤務手当	47
4. 共 済 費	146	期末手当	301
		勤勉手当	266
		共済組合負担金	114
		健保、厚生年金保険料	32
1. 報 酬	481	人件費	1,388
		会計年度任用職員報酬	481
2. 給 料	294	パートタイム職員	481
		一般職給	294
3. 職 員 手 当 等	446	一般職員	294
		時間外勤務手当	5
4. 共 済 費	167	期末手当	235
		勤勉手当	206
		共済組合負担金	89
		健保、厚生年金保険料	78
2. 給 料	205	人件費	333
		一般職給	205
3. 職 員 手 当 等	108	一般職員	205
		時間外勤務手当	3
4. 共 済 費	20	期末手当	56
		勤勉手当	49
		共済組合負担金	20
1. 報 酬	221	人件費	358
		会計年度任用職員報酬	221
3. 職 員 手 当 等	101	パートタイム職員	221
		期末手当	54
4. 共 済 費	36	勤勉手当	47
		共済組合負担金	15
		健保、厚生年金保険料	21
1. 報 酬	7,115	人件費	11,918
		会計年度任用職員報酬	7,115
3. 職 員 手 当 等	3,256	パートタイム職員	7,115
		時間外勤務手当	2
4. 共 済 費	1,547	期末手当	1,748
		勤勉手当	1,506
		共済組合負担金	610
		健保、厚生年金保険料	937
3. 職 員 手 当 等	10	人件費	12
		期末手当	5
4. 共 済 費	2	勤勉手当	5
		共済組合負担金	1

## (款) 2. 総務費

## (項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(地方創生推進事業費)							
計	7,450,275	72,520	7,522,795				72,520

## (款) 2. 総務費

## (項) 2. 徴税費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 税務総務費	291,842	12,984	304,826				12,984
計	383,571	12,984	396,555				12,984

## (款) 2. 総務費

## (項) 3. 戸籍住民基本台帳費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 戸籍住民基本台帳費	220,763	8,540	229,303				8,540
計	220,763	8,540	229,303				8,540



(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		健保、厚生年金保険料 1

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	2,209	人件費 12,984 会計年度任用職員報酬 2,209
2. 給料	5,253	パートタイム職員 2,209 一般職給 5,253
3. 職員手当等	4,434	一般職員 5,253 時間外勤務手当 198
4. 共済費	1,088	期末手当 2,254 勤勉手当 1,982 共済組合負担金 812 健保、厚生年金保険料 276

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	2,480	人件費 8,540 会計年度任用職員報酬 2,480
2. 給料	2,509	パートタイム職員 2,480 一般職給 2,509
3. 職員手当等	2,713	一般職員 2,509 時間外勤務手当 40
4. 共済費	838	期末手当 1,431 勤勉手当 1,242 共済組合負担金 513 健保、厚生年金保険料 325

## (款) 2. 総務費

## (項) 4. 選挙費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 選挙管理委員会費	15,719	383	16,102				383
3. 衆議院議員選挙費	60,133	491	60,624				491
7. 兵庫県知事選挙費	54,732	2	54,734				2
9. 市長選挙及び市議会議員補欠選挙費	4,663	33	4,696				33
計	135,247	909	136,156				909

## (款) 2. 総務費

## (項) 5. 統計調査費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 統計調査総務費	383	1	384				1
計	11,480	1	11,481				1

## (款) 2. 総務費

## (項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 監査委員費	24,301	622	24,923				622

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料	194	人件費	383	
		一般職給	194	
3. 職員手当等	159	一般職員	194	
		時間外勤務手当	5	
4. 共済費	30	期末手当	82	
		勤勉手当	72	
		共済組合負担金	30	
3. 職員手当等	491	人件費	491	
		時間外勤務手当	491	
3. 職員手当等	2	人件費	2	
		時間外勤務手当	2	
1. 報酬	33	人件費	33	
		会計年度任用職員報酬	33	
		パートタイム職員	33	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等	1	人件費	1	
		時間外勤務手当	1	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬	235	人件費	622	
		会計年度任用職員報酬	235	
2. 給料	99	パートタイム職員	235	
		一般職給	99	
3. 職員手当等	229	一般職員	99	
		時間外勤務手当	2	
4. 共済費	59	期末手当	120	
		勤勉手当	107	

## (款) 2. 総務費

## (項) 6. 監査委員費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(監査委員費)							
計	24,301	622	24,923				622

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会福祉総務費	2,014,945	306,815	2,321,760	291,402			15,413
8. 隣保館費	15,309	1,552	16,861				1,552

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		共済組合負担金 26
		健保、厚生年金保険料 33

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	1,434	人件費 8,394 会計年度任用職員報酬 1,434
2. 給料	3,085	パートタイム職員 1,434 一般職給 3,085
3. 職員手当等	3,081	一般職員 3,085 時間外勤務手当 97
4. 共済費	794	期末手当 1,591 勤勉手当 1,393
10. 需用費	885	共済組合負担金 595 健保、厚生年金保険料 199
11. 役務費	4,823	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰出金【国保・年金課】 5,262
12. 委託料	10,144	国民健康保険事業特別会計(事業勘定)繰出金 5,262 国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金【健康増進課】 1,757
13. 使用料及び賃借料	550	国民健康保険事業特別会計(直診勘定)繰出金 1,757
18. 負担金、補助及び交付金	275,000	住民税非課税世帯生活支援給付金支給事業費【社会福祉課】 291,402 消耗品費 330 印刷製本費 555 通信運搬費 3,833 手数料 990 業務委託料 10,144 システム改修業務 給付金支給業務 用品借上料 550 交付金 275,000 住民税非課税世帯物価高騰生活支援給付金 255,000 住民税非課税世帯子育て支援給付金 20,000
27. 繰出金	7,019	
1. 報酬	940	人件費 1,552 会計年度任用職員報酬 940
3. 職員手当等	398	パートタイム職員 940 期末手当 215
4. 共済費	214	勤勉手当 183 共済組合負担金 84 健保、厚生年金保険料 130

## (款) 3. 民生費

## (項) 1. 社会福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
9. 国民年金事務費	4,312	399	4,711				399
10. 医療費助成事業費	390,060	23	390,083				23
15. 障害者総合支援事業費	2,613,469	462	2,613,931				462
計	5,526,543	309,251	5,835,794	291,402			17,849

## (款) 3. 民生費

## (項) 2. 老人福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 老人福祉総務費	3,090,672	21,730	3,112,402				21,730
計	3,516,969	21,730	3,538,699				21,730

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬	235	人件費	399	
		会計年度任用職員報酬	235	
3. 職 員 手 当 等	108	パートタイム職員	235	
		時間外勤務手当	1	
4. 共 済 費	56	期末手当	57	
		勤勉手当	50	
		共済組合負担金	23	
		健保、厚生年金保険料	33	
3. 職 員 手 当 等	23	人件費	23	
		時間外勤務手当	23	
1. 報 酬	252	人件費	462	
		会計年度任用職員報酬	252	
3. 職 員 手 当 等	116	パートタイム職員	252	
		期末手当	62	
4. 共 済 費	94	勤勉手当	54	
		共済組合負担金	38	
		健保、厚生年金保険料	56	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬	274	人件費	1,390	
		会計年度任用職員報酬	274	
2. 給 料	538	パートタイム職員	274	
		一般職給	538	
3. 職 員 手 当 等	465	一般職員	538	
		時間外勤務手当	29	
4. 共 済 費	113	期末手当	238	
		勤勉手当	198	
27. 繰 出 金	20,340	共済組合負担金	79	
		健保、厚生年金保険料	34	
		介護保険事業特別会計繰出金 【高年介護課】	19,295	
		介護保険事業特別会計繰出金	19,295	
		後期高齢者医療事業特別会計繰出金 【国保・年金課】	1,045	
		後期高齢者医療事業特別会計繰出金	1,045	

## (款) 3. 民生費

## (項) 3. 児童福祉費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 児童福祉総務費	1,927,476	14,100	1,941,576				14,100
2. 放課後児童クラブ 運営費	345,238	19,508	364,746				19,508
4. 私立園費	2,417,176	192,574	2,609,750	144,430			48,144
5. 公立園費	766,923	44,948	811,871				44,948
6. 母子・父子福祉費	29,669	905	30,574				905
計	5,486,482	272,035	5,758,517	144,430			127,605



(単位 千円)

節		説明	
区分	金額		
1. 報酬	5,729	人件費	14,100
2. 給料	2,376	会計年度任用職員報酬	5,729
3. 職員手当等	4,398	パートタイム職員	5,729
4. 共済費	1,597	一般職給	2,376
		一般職員	2,376
		時間外勤務手当	29
		期末手当	2,328
		勤勉手当	2,041
		共済組合負担金	805
		健保、厚生年金保険料	770
		学校共済組合負担金	22
1. 報酬	11,455	人件費	19,508
3. 職員手当等	5,367	会計年度任用職員報酬	11,455
4. 共済費	2,686	パートタイム職員	11,455
		期末手当	2,878
		勤勉手当	2,489
		共済組合負担金	1,058
		健保、厚生年金保険料	1,628
19. 扶助費	192,574	児童保育運営事業費 【幼児育成課】	192,574
		私立保育園施設型給付費	50,331
		入所委託費負担金	230
		私立認定こども園施設型給付費	131,417
		地域型保育給付費	10,596
1. 報酬	11,239	人件費	44,948
2. 給料	15,131	会計年度任用職員報酬	11,239
3. 職員手当等	13,103	パートタイム職員	11,239
4. 共済費	5,475	一般職給	15,131
		一般職員	6,280
		会計年度任用職員	8,851
		時間外勤務手当	106
		期末手当	6,964
		勤勉手当	6,033
		共済組合負担金	1,287
		健保、厚生年金保険料	1,345
		学校共済組合負担金	2,843
1. 報酬	239	人件費	905
2. 給料	297	会計年度任用職員報酬	239
3. 職員手当等	265	パートタイム職員	239
4. 共済費	104	一般職給	297
		一般職員	297
		時間外勤務手当	2
		期末手当	139
		勤勉手当	124
		共済組合負担金	59
		健保、厚生年金保険料	45

## (款) 3. 民生費

## (項) 4. 生活保護費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 生活保護総務費	52,847	2,359	55,206				2,359
計	1,018,279	2,359	1,020,638				2,359

## (款) 4. 衛生費

## (項) 1. 保健衛生費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健衛生総務費	481,527	13,016	494,543				13,016
4. 環境衛生費	23,381	23	23,404				23
7. 火葬場費	34,617	1	34,618				1
9. 診療所費	104,360	3,573	107,933				3,573
計	4,593,973	16,613	4,610,586				16,613

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	462	人件費	2,359
			会計年度任用職員報酬	462
2. 給	料	921	パートタイム職員	462
			一般職給	921
3. 職 員 手 当 等		783	一般職員	921
			時間外勤務手当	51
4. 共 済 費		193	期末手当	390
			勤勉手当	342
			共済組合負担金	139
			健保、厚生年金保険料	54

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	3,013	人件費	13,016
			会計年度任用職員報酬	3,013
2. 給	料	4,418	パートタイム職員	3,013
			一般職給	4,418
3. 職 員 手 当 等		4,266	一般職員	4,418
			時間外勤務手当	82
4. 共 済 費		1,319	期末手当	2,228
			勤勉手当	1,956
			共済組合負担金	906
			健保、厚生年金保険料	413
3. 職 員 手 当 等		23	人件費	23
			時間外勤務手当	23
3. 職 員 手 当 等		1	人件費	1
			時間外勤務手当	1
27. 繰 出 金		3,573	診療所事業特別会計繰出金 【健康増進課】	3,573
			診療所事業特別会計繰出金	3,573

## (款) 4. 衛生費

## (項) 2. 清掃費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 清掃総務費	26,203	384	26,587				384
3. し尿処理費	26,039	2	26,041				2
計	508,369	386	508,755				386

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 農業委員会費	67,438	1,282	68,720				1,282
2. 農業総務費	149,341	5,137	154,478				5,137
5. 農地費	436,609	4,728	441,337				4,728

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		166	人件費	384
			一般職給	166
3. 職員手当等		181	一般職員	166
			時間外勤務手当	1
4. 共済費		37	期末手当	99
			勤勉手当	81
			共済組合負担金	37
3. 職員手当等		2	人件費	2
			時間外勤務手当	2

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		205	人件費	1,282
			会計年度任用職員報酬	205
2. 給料		471	パートタイム職員	205
			一般職給	471
3. 職員手当等		477	一般職員	471
			時間外勤務手当	6
4. 共済費		129	期末手当	248
			勤勉手当	223
			共済組合負担金	97
			健保、厚生年金保険料	32
1. 報酬		410	人件費	5,137
			会計年度任用職員報酬	410
2. 給料		2,431	パートタイム職員	410
			一般職給	2,431
3. 職員手当等		1,914	一般職員	2,431
			時間外勤務手当	146
4. 共済費		382	期末手当	939
			勤勉手当	829
			共済組合負担金	335
			健保、厚生年金保険料	47
1. 報酬		1,350	人件費	4,728
			会計年度任用職員報酬	1,350
2. 給料		1,258	パートタイム職員	1,350
			一般職給	1,258
3. 職員手当等		1,621	一般職員	1,258
			時間外勤務手当	27
4. 共済費		499	期末手当	839
			勤勉手当	755

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 1. 農業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(農地費)							
計	1,246,688	11,147	1,257,835				11,147

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 2. 林業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 林業総務費	53,749	1,932	55,681				1,932
計	242,994	1,932	244,926				1,932

## (款) 6. 農林水産業費

## (項) 3. 水産業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 水産業総務費	19,510	519	20,029				519
計	30,480	519	30,999				519

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
		共済組合負担金 312 健保、厚生年金保険料 187

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
1. 報酬	205	人件費 1,932 会計年度任用職員報酬 205 パートタイム職員 205
2. 給料	788	一般職給 788
3. 職員手当等	679	一般職員 495 会計年度任用職員 293
4. 共済費	260	時間外勤務手当 50 期末手当 334 勤勉手当 295 共済組合負担金 228 健保、厚生年金保険料 32

(単位 千円)

節		説明
区分	金額	
2. 給料	301	人件費 519 一般職給 301
3. 職員手当等	184	一般職員 301 時間外勤務手当 8
4. 共済費	34	期末手当 94 勤勉手当 82 共済組合負担金 34

## (款) 7. 商工費

## (項) 1. 商工費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 商工総務費	98,696	3,368	102,064				3,368
2. 商工振興費	680,557	15	680,572				15
3. 消費者行政推進費	21,842	1,465	23,307				1,465
5. 観光費	157,424	1,624	159,048				1,624
計	1,164,803	6,472	1,171,275				6,472

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 土木総務費	296,894	6,951	303,845				6,951

一般会計



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	436	人件費	3,368
			会計年度任用職員報酬	436
2. 給	料	1,543	パートタイム職員	436
			一般職給	1,543
3. 職 員 手 当 等		1,110	一般職員	1,543
			時間外勤務手当	39
4. 共 済 費		279	期末手当	571
			勤勉手当	500
			共済組合負担金	214
			健保、厚生年金保険料	65
3. 職 員 手 当 等		15	人件費	15
			時間外勤務手当	15
1. 報	酬	761	人件費	1,465
			会計年度任用職員報酬	761
2. 給	料	50	パートタイム職員	761
			一般職給	50
3. 職 員 手 当 等		413	一般職員	50
			期末手当	220
4. 共 済 費		241	勤勉手当	193
			共済組合負担金	106
			健保、厚生年金保険料	135
1. 報	酬	492	人件費	1,624
			会計年度任用職員報酬	492
2. 給	料	303	パートタイム職員	492
			一般職給	303
3. 職 員 手 当 等		709	一般職員	303
			時間外勤務手当	55
4. 共 済 費		120	期末手当	362
			勤勉手当	292
			共済組合負担金	65
			健保、厚生年金保険料	55

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	1,132	人件費	6,951
			会計年度任用職員報酬	1,132
2. 給	料	2,510	パートタイム職員	1,132
			一般職給	2,510
3. 職 員 手 当 等		2,681	一般職員	2,510
			時間外勤務手当	115

## (款) 8. 土木費

## (項) 1. 土木管理費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(土木総務費)							
4. 排水機樋門管理費	198,346	2,232	200,578				2,232
計	550,091	9,183	559,274				9,183

## (款) 8. 土木費

## (項) 2. 道路橋りょう費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 道路橋りょう総務費	108,370	4,656	113,026				4,656
3. 道路新設改良費	136,737	2,153	138,890				2,153
計	2,039,089	6,809	2,045,898				6,809

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 済 費		628	期末手当 1,353 勤勉手当 1,213 共済組合負担金 498 健保、厚生年金保険料 130	
1. 報 酬		1,024	人件費 2,232	
2. 給 料		233	会計年度任用職員報酬 1,024 パートタイム職員 1,024	
3. 職 員 手 当 等		692	一般職給 233 一般職員 233	
4. 共 済 費		283	時間外勤務手当 1 期末手当 369 勤勉手当 322 共済組合負担金 130 健保、厚生年金保険料 153	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給 料		2,844	人件費 4,656 一般職給 2,844	
3. 職 員 手 当 等		1,534	一般職員 2,844 時間外勤務手当 93	
4. 共 済 費		278	期末手当 774 勤勉手当 667 共済組合負担金 278	
2. 給 料		1,196	人件費 2,153 一般職給 1,196	
3. 職 員 手 当 等		818	一般職員 1,196 時間外勤務手当 103	
4. 共 済 費		139	期末手当 382 勤勉手当 333 共済組合負担金 139	

## (款) 8. 土木費

## (項) 5. 都市計画費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 都市計画総務費	129,651	3,046	132,697				3,046
計	2,441,634	3,046	2,444,680				3,046

## (款) 8. 土木費

## (項) 6. 住宅費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 住宅管理費	228,113	2,515	230,628				2,515
計	228,113	2,515	230,628				2,515

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 常備消防費	1,081,184	32,461	1,113,645				32,461

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	205	人件費	3,046
			会計年度任用職員報酬	205
2. 給	料	1,391	パートタイム職員	205
			一般職給	1,391
3. 職 員 手 当 等		1,201	一般職員	1,391
			時間外勤務手当	17
4. 共 済 費		249	期末手当	632
			勤勉手当	552
			共済組合負担金	229
			健保、厚生年金保険料	20

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	697	人件費	2,515
			会計年度任用職員報酬	697
2. 給	料	659	パートタイム職員	697
			一般職給	659
3. 職 員 手 当 等		900	一般職員	659
			時間外勤務手当	28
4. 共 済 費		259	期末手当	461
			勤勉手当	411
			共済組合負担金	171
			健保、厚生年金保険料	88

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	226	人件費	32,461
			会計年度任用職員報酬	226
2. 給	料	17,696	パートタイム職員	226
			一般職給	17,696
3. 職 員 手 当 等		12,366	一般職員	17,696
			時間外勤務手当	504
4. 共 済 費		2,173	休日勤務手当	642

## (款) 9. 消防費

## (項) 1. 消防費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(常備消防費)							
2. 非常備消防費	468,030	1,232	469,262				1,232
5. 災害対策費	70,582	63	70,645				63
計	1,714,718	33,756	1,748,474				33,756

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
2. 事務局費	300,203	8,103	308,306				8,103
4. 教育研修センター費	50,616	782	51,398				782
5. 学校振興費	1,020,945	8,350	1,029,295				8,350

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
			夜間勤務手当	251
			期末手当	5,825
			勤勉手当	5,144
			共済組合負担金	2,141
			健保、厚生年金保険料	32
2.	給料	553	人件費	1,232
			一般職給	553
3.	職員手当等	581	一般職員	553
			時間外勤務手当	86
4.	共済費	98	期末手当	260
			勤勉手当	235
			共済組合負担金	98
3.	職員手当等	63	人件費	63
			時間外勤務手当	63

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1.	報酬	2,065	人件費	8,103
			会計年度任用職員報酬	2,065
2.	給料	2,179	パートタイム職員	2,065
			一般職給	2,179
3.	職員手当等	3,002	一般職員	2,179
			時間外勤務手当	37
4.	共済費	857	期末手当	1,569
			勤勉手当	1,396
			共済組合負担金	484
			健保、厚生年金保険料	281
			学校共済組合負担金	92
1.	報酬	474	人件費	782
			会計年度任用職員報酬	474
3.	職員手当等	217	パートタイム職員	474
			期末手当	116
4.	共済費	91	勤勉手当	101
			共済組合負担金	36
			健保、厚生年金保険料	55
1.	報酬	5,079	人件費	8,350
			会計年度任用職員報酬	5,079
3.	職員手当等	2,249	パートタイム職員	5,079
			期末手当	1,206

## (款) 10. 教育費

## (項) 1. 教育総務費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(学校振興費)							
6. 特別支援教育費	196,361	21,983	218,344				21,983
計	1,586,157	39,218	1,625,375				39,218

## (款) 10. 教育費

## (項) 2. 小学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 小学校管理費	443,308	10,401	453,709				10,401
計	593,686	10,401	604,087				10,401

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 中学校管理費	226,181	5,563	231,744				5,563

一般会計



(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 済 費		1,022	勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料 学校共済組合負担金	1,043 161 631 230
1. 報 酬		12,718	人件費 会計年度任用職員報酬	21,983 12,718
3. 職 員 手 当 等		6,475	パートタイム職員 期末手当	12,718 3,476
4. 共 済 費		2,790	勤勉手当 健保、厚生年金保険料 学校共済組合負担金	2,999 1,743 1,047

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬		5,758	人件費 会計年度任用職員報酬	10,401 5,758
2. 給 料		276	パートタイム職員 一般職給	5,758 276
3. 職 員 手 当 等		2,982	一般職員 時間外勤務手当	276 1
4. 共 済 費		1,385	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料 学校共済組合負担金	1,592 1,389 70 822 493

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬		3,131	人件費 会計年度任用職員報酬	5,563 3,131
2. 給 料		111	パートタイム職員 一般職給	3,131 111

## (款) 10. 教育費

## (項) 3. 中学校費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(中学校管理費)							
計	299,734	5,563	305,297				5,563

## (款) 10. 教育費

## (項) 4. 幼稚園費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 幼稚園費	231,000	8,420	239,420				8,420
計	231,000	8,420	239,420				8,420

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 社会教育総務費	171,672	5,217	176,889				5,217

一般会計

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		1,562	一般職員	111
			時間外勤務手当	1
4. 共済費		759	期末手当	834
			勤勉手当	727
			共済組合負担金	29
			健保、厚生年金保険料	456
			学校共済組合負担金	274

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		1,355	人件費	8,420
			会計年度任用職員報酬	1,355
2. 給料		3,342	パートタイム職員	1,355
			一般職給	3,342
3. 職員手当等		2,882	一般職員	2,558
			会計年度任用職員	784
4. 共済費		841	時間外勤務手当	45
			期末手当	1,522
			勤勉手当	1,315
			健保、厚生年金保険料	159
			学校共済組合負担金	682

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報酬		1,049	人件費	5,217
			会計年度任用職員報酬	1,049
2. 給料		1,569	パートタイム職員	1,049
			一般職給	1,569
3. 職員手当等		1,829	一般職員	1,569
			時間外勤務手当	87
4. 共済費		770	期末手当	920
			勤勉手当	822
			共済組合負担金	641

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(社会教育総務費)							
2. 人権教育費	7,474	10	7,484				10
3. 文化財保護費	86,675	1,433	88,108				1,433
4. 青少年教育費	6,029	2	6,031				2
5. 青少年補導費	1,486	1	1,487				1
6. 図書館費	169,288	8,140	177,428				8,140
7. 市民会館等管理費	72,824	2,728	75,552				2,728
8. 市民会館等自主事業費	18,824	7	18,831				7
9. 博物館等管理費	134,247	5,261	139,508				5,261

一般会計

(単位 千円)

節		説明	
区 分	金 額		
		健保、厚生年金保険料	129
3. 職 員 手 当 等	10	人件費 時間外勤務手当	10 10
1. 報 酬	669	人件費 会計年度任用職員報酬	1,433 669
2. 給 料	175	パートタイム職員 一般職給	669 175
3. 職 員 手 当 等	426	一般職員 時間外勤務手当	175 5
4. 共 済 費	163	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	223 198 82 81
3. 職 員 手 当 等	2	人件費 時間外勤務手当	2 2
3. 職 員 手 当 等	1	人件費 時間外勤務手当	1 1
1. 報 酬	4,275	人件費 会計年度任用職員報酬	8,140 4,275
2. 給 料	454	パートタイム職員 一般職給	4,275 454
3. 職 員 手 当 等	2,316	一般職員 時間外勤務手当	454 3
4. 共 済 費	1,095	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	1,238 1,075 481 614
1. 報 酬	1,275	人件費 会計年度任用職員報酬	2,728 1,275
2. 給 料	283	パートタイム職員 一般職給	1,275 283
3. 職 員 手 当 等	818	一般職員 時間外勤務手当	283 11
4. 共 済 費	352	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	434 373 164 188
3. 職 員 手 当 等	7	人件費 時間外勤務手当	7 7
1. 報 酬	3,022	人件費 会計年度任用職員報酬	5,261 3,022
2. 給 料	115	パートタイム職員 一般職給	3,022 115
3. 職 員 手 当 等	1,409	一般職員 時間外勤務手当	115 11

## (款) 10. 教育費

## (項) 5. 社会教育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(博物館等管理費)							
14. 資料館費	12,166	414	12,580				414
計	711,328	23,213	734,541				23,213

## (款) 10. 教育費

## (項) 6. 保健体育費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 保健体育総務費	87,867	935	88,802				935
7. 学校給食共同調理所費	323,973	1,248	325,221				1,248
計	1,038,496	2,183	1,040,679				2,183

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
4. 共 済 費		715	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	749 649 292 423
1. 報 酬		245	人件費 会計年度任用職員報酬	414 245
3. 職 員 手 当 等		112	パートタイム職員 期末手当	245 60
4. 共 済 費		57	勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	52 23 34

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報 酬		235	人件費 会計年度任用職員報酬	935 235
2. 給 料		269	パートタイム職員 一般職給	235 269
3. 職 員 手 当 等		353	一般職員 時間外勤務手当	269 36
4. 共 済 費		78	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	168 149 57 21
1. 報 酬		439	人件費 会計年度任用職員報酬	1,248 439
2. 給 料		198	パートタイム職員 一般職給	439 198
3. 職 員 手 当 等		452	一般職員 時間外勤務手当	198 5
4. 共 済 費		159	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金 健保、厚生年金保険料	236 211 94 65

補正予算給与費明細書

1 特別職

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共済費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	期末手当 (千円) 年間支給 率(月分)	その他 の手当 (千円)				
補正後	長 等	4		34,680	14,957 (4.6月分)	49,637	9,005	58,642	
	議 員	22	98,532		43,416 (4.6月分)	141,948	32,120	174,068	
	その他の 特別職	2,646	153,859			153,859	247	154,106	
	計	2,672	252,391	34,680	58,373	345,444	41,372	386,816	
補正前	長 等	4		34,680	14,957 (4.5月分)	49,637	9,005	58,642	
	議 員	22	98,532		42,492 (4.5月分)	141,024	32,120	173,144	
	その他の 特別職	2,646	153,859			153,859	247	154,106	
	計	2,672	252,391	34,680	57,449	344,520	41,372	385,892	
比 較	長 等	0		0	0	0	0	0	
	議 員	0	0		924	924	0	924	
	その他の 特別職	0	0			0	0	0	
	計	0	0	0	924	924	0	924	

2 一般職

(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				計 (千円)	共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)					
補正後	( 923 ) 818	1,345,957	3,081,822	2,371,420	6,799,199	1,278,460	8,077,659		
補正前	( 923 ) 818	1,240,468	2,988,222	2,256,146	6,484,836	1,238,332	7,723,168		
比 較		105,489	93,600	115,274	314,363	40,128	354,491		

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	97,342	41,251	111,087	718	13,661
	補正前	97,342	41,251	111,087	718	13,661
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	240,777	39,132	11,192	86,916	501
	補正前	237,864	38,490	10,941	86,916	501
	比 較	2,913	642	251		
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	925,036	744,902	58,905		
	補正前	865,519	692,951	58,905		
	比 較	59,517	51,951			



ア 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	775		2,974,372	1,878,569	4,852,941	963,062	5,816,003	
補 正 前	775		2,890,700	1,816,290	4,706,990	951,358	5,658,348	
比 較			83,672	62,279	145,951	11,704	157,655	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後	97,342	41,251	63,560	718	13,661
	補 正 前	97,342	41,251	63,560	718	13,661
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後	240,777	39,132	11,192	86,916	501
	補 正 前	237,864	38,490	10,941	86,916	501
	比 較	2,913	642	251		
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	682,730	541,884	58,905		
	補 正 前	651,639	514,502	58,905		
	比 較	31,091	27,382			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 923 ) 43	1,345,957	107,450	492,851	1,946,258	315,398	2,261,656	
補 正 前	( 923 ) 43	1,240,468	97,522	439,856	1,777,846	286,974	2,064,820	
比 較		105,489	9,928	52,995	168,412	28,424	196,836	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			47,527		
	補 正 前			47,527		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	242,306	203,018			
	補 正 前	213,880	178,449			
	比 較	28,426	24,569			

## (2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考	
		給与改定に伴う増減分				
給 料	93,600	給与改定に伴う増減分	93,600	93,600 千円 全会計の平均改定率 3.11 %	給与改定実施時期 令和6年4月1日	
		昇給に伴う増加分				
		その他の増減分				
職員手当	115,274	制度改正に伴う増減分	115,274	時間外勤務手当の増額分	2,913 千円	給与改定による増
				休日勤務手当の増額分	642 千円	給与改定による増
				夜間勤務手当の増額分	251 千円	給与改定による増
期末手当の増額分	59,517 千円			給与改定による増 期末手当（年間） 0.05月分増		
勤勉手当の増額分	51,951 千円			給与改定による増 勤勉手当（年間） 0.05月分増		
		その他の増減分				

## (3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率			職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月（月分）	12月（月分）			
補正後	( 2.25 ) 2.25	( 2.35 ) 2.35	( 4.6 ) 4.6	有	
補正前	( 2.25 ) 2.25	( 2.25 ) 2.25	( 4.5 ) 4.5	有	
比 較	( 0 ) 0	( 0.1 ) 0.1	( 0.1 ) 0.1		



## 歳入補正予算総括表

	款 名 称	補正前の額	補 正 額	計
12	地 方 交 付 税	17,174,813	142,386	17,317,199
16	国 庫 支 出 金	6,227,225	387,689	6,614,914
17	県 支 出 金	3,330,340	48,143	3,378,483
21	繰 越 金	570,000	306,188	876,188
	歳 入 合 計	49,151,164	884,406	50,035,570

(単位 千円)

主 な 内 容			
普通交付税	142,386		
子どものための教育・保育給付交付金	96,287	地方創生臨時交付金	291,402
教育・保育給付費負担金	48,143		
前年度繰越金	306,188		

## 歳出補正予算総括表

款	名 称	補正前の額	補 正 額	計
1	議 会 費	253,110	2,079	255,189
2	総 務 費	8,225,637	95,576	8,321,213
3	民 生 費	15,548,273	605,375	16,153,648
4	衛 生 費	5,102,342	16,999	5,119,341
6	農 林 水 産 業 費	1,520,162	13,598	1,533,760
7	商 工 費	1,164,803	6,472	1,171,275
8	土 木 費	5,350,958	21,553	5,372,511
9	消 防 費	1,714,718	33,756	1,748,474
10	教 育 費	4,460,401	88,998	4,549,399
歳 出 合 計		49,151,164	884,406	50,035,570

(単位 千円)

主 な 内 容			
人件費	2,079		
人件費	95,576		
人件費	94,040	国民健康保険事業特別会計（事業勘定）繰出金	5,262
国民健康保険事業特別会計（直診勘定）繰出金	1,757	住民税非課税世帯生活支援給付金支給事業費	291,402
介護保険事業特別会計繰出金	19,295	後期高齢者医療事業特別会計繰出金	1,045
児童保育運営事業費	192,574		
人件費	13,426	診療所事業特別会計繰出金	3,573
人件費	13,598		
人件費	6,472		
人件費	21,553		
人件費	33,756		
人件費	88,998		

## 歳出節別補正予算

(単位 千円)

番号	節 別	補正前の額	補 正 額	計
1	報 酬	1,507,135	105,489	1,612,624
2	給 料	3,022,902	93,600	3,116,502
3	職 員 手 当 等	2,313,595	116,198	2,429,793
4	共 済 費	1,280,346	40,128	1,320,474
10	需 用 費	1,820,900	885	1,821,785
11	役 務 費	433,606	4,823	438,429
12	委 託 料	5,114,688	10,144	5,124,832
13	使 用 料 及 び 賃 借 料	382,295	550	382,845
18	負 担 金 、 補 助 及 び 交 付 金	10,937,865	289,083	11,226,948
19	扶 助 費	7,951,912	192,574	8,144,486
27	繰 出 金	2,856,855	30,932	2,887,787
歳 出 合 計		49,151,164	884,406	50,035,570



## 歳出性質別補正予算

(単位 千円)

番号	性 質 別	補正前の額	補 正 額	計
1	人 件 費	8,561,787	369,498	8,931,285
2	物 件 費	7,213,201	16,402	7,229,603
4	扶 助 費	7,951,912	192,574	8,144,486
5	補 助 費 等	10,177,363	275,000	10,452,363
13	繰 出 金	2,856,855	30,932	2,887,787
歳 出 合 計		49,151,164	884,406	50,035,570



第136号議案

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算  
（第3号）

令和6年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（事業勘定）補正予算  
（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ5,262千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ8,964,568千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金		712,906	5,262	718,168
	1. 他会計繰入金	662,906	5,262	668,168
歳入合計		8,959,306	5,262	8,964,568

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		181,459	3,274	184,733
	1. 総 務 管 理 費	172,013	3,274	175,287
8. 保 健 事 業 費		129,895	3,257	133,152
	1. 保 健 事 業 費	25,128	1,988	27,116
	2. 特定健康診査等事業費	104,767	1,269	106,036
9. 基 金 積 立 金		29,023	△1,269	27,754
	1. 基 金 積 立 金	29,023	△1,269	27,754
歳 出 合 計		8,959,306	5,262	8,964,568



令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(事業勘定)補正予算(第3号)に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
6. 繰入金	712,906	5,262	718,168
歳入合計	8,959,306	5,262	8,964,568





(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	181,459	3,274	184,733
8. 保健事業費	129,895	3,257	133,152
9. 基金積立金	29,023	△1,269	27,754
歳出合計	8,959,306	5,262	8,964,568

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		3,274	
		1,988	1,269
			△1,269
0	0	5,262	0

2. 歳 入

(款) 6. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	662,906	5,262	668,168
計	662,906	5,262	668,168

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
4. 職員給与費等繰入金	5,262	職員給与費等繰入金	5,262

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	172,013	3,274	175,287			3,274	
計	172,013	3,274	175,287			3,274	

(款) 8. 保健事業費

(項) 1. 保健事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 保 健 衛 生 普 及 費	25,128	1,988	27,116			1,988	
計	25,128	1,988	27,116			1,988	

(款) 8. 保健事業費

(項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 特 定 健 康 診 査 等 事 業 費	104,767	1,269	106,036				1,269

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	235	人件費	3,274
			会計年度任用職員報酬	235
2. 給	料	1,309	パートタイム職員	235
			一般職給	1,309
3. 職 員 手 当 等		1,197	一般職員	1,309
			時間外勤務手当	53
4. 共 済 費		283	期末手当	604
			勤勉手当	540
18. 負担金、補助及び交 付 金		250	共済組合負担金	219
			雇用保険料	43
			健保、厚生年金保険料	21
			負担金	250
			退職手当組合	247
			職員互助会	3

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	1,176	人件費	1,988
			会計年度任用職員報酬	1,176
3. 職 員 手 当 等		536	パートタイム職員	1,176
			期末手当	289
4. 共 済 費		276	勤勉手当	247
			共済組合負担金	113
			健保、厚生年金保険料	163

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
1. 報	酬	484	人件費	1,269
			会計年度任用職員報酬	484
2. 給	料	191	パートタイム職員	484
			一般職給	191
3. 職 員 手 当 等		438	一般職員	191
			時間外勤務手当	4

## (款) 8. 保健事業費

## (項) 2. 特定健康診査等事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
(特定健康診査等事業費)							
計	104,767	1,269	106,036				1,269

## (款) 9. 基金積立金

## (項) 1. 基金積立金

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
1. 財政調整基金積立金	29,023	△1,269	27,754				△1,269
計	29,023	△1,269	27,754				△1,269



(単位 千円)

節		金額	説明	
区	分			
4.	共 濟 費	156	期末手当	232
			勤勉手当	202
			共済組合負担金	80
			健保、厚生年金保険料	76

(単位 千円)

節		金額	説明	
区	分			
24.	積 立 金	△1,269	基金積立金 【国保・年金課】	△1,269
			国民健康保険財政調整基金積立金	△1,269

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 12 ) 17	19,945	65,890	41,736	127,571	25,629	153,200	
補正前	( 12 ) 17	18,050	64,390	39,565	122,005	24,914	146,919	
比 較		1,895	1,500	2,171	5,566	715	6,281	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,095		2,181		19
	補正前	1,095		2,181		19
	比 較					
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,450			574	
	補正前	3,393			574	
	比 較	57				
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	18,840	15,377	200		
	補正前	17,715	14,388	200		
	比 較	1,125	989			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 17		65,890	33,596	99,486	20,819	120,305	
補正前	( ) 17		64,390	32,329	96,719	20,582	117,301	
比 較			1,500	1,267	2,767	237	3,004	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	1,095		1,519		19
	補正前	1,095		1,519		19
	比 較					
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	3,450			574	
	補正前	3,393			574	
	比 較	57				
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	14,760	11,979	200		
	補正前	14,121	11,408	200		
	比 較	639	571			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 12 )	19,945		8,140	28,085	4,810	32,895	
補 正 前	( 12 )	18,050		7,236	25,286	4,332	29,618	
比 較		1,895		904	2,799	478	3,277	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補 正 後			662		
	補 正 前			662		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補 正 後	4,080	3,398			
	補 正 前	3,594	2,980			
	比 較	486	418			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	1,500	給与改定に伴う増減分	1,500 千円 全会計の平均改定率 3.11 %	給与改定実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		千円
職 員 手 当	2,171	制度改正に伴う増減分	時間外勤務手当の増額分 57 千円	給与改定による増
			休日勤務手当の増額分 千円	給与改定による増
			夜間勤務手当の増額分 千円	給与改定による増
			期末手当の増額分 1,125 千円	給与改定による増 期末手当(年間) 0.05月分増
		勤勉手当の増額分 989 千円	給与改定による増 勤勉手当(年間) 0.05月分増	
その他の増減分				

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率		職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)		
補 正 後	( 2.25 ) 2.25	( 2.35 ) 2.35	( 4.6 ) 4.6	有
補 正 前	( 2.25 ) 2.25	( 2.25 ) 2.25	( 4.5 ) 4.5	有
比 較	( 0 ) 0	( 0.1 ) 0.1	( 0.1 ) 0.1	



第137号議案

令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算  
（第3号）

令和6年度豊岡市の国民健康保険事業特別会計（直診勘定）補正予算  
（第3号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,757千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ82,336千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金		26,451	1,757	28,208
	1. 他会計繰入金	26,451	1,757	28,208
歳入合計		80,579	1,757	82,336

歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		43,507	1,757	45,264
	1. 総 務 管 理 費	43,507	1,757	45,264
歳 出 合 計		80,579	1,757	82,336





令和6年度豊岡市国民健康保険事業特別会計  
(直診勘定)補正予算(第3号)に関する説明書

# 歳入歳出補正予算事項別明細書

## 1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
5. 繰入金	26,451	1,757	28,208
歳入合計	80,579	1,757	82,336



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	43,507	1,757	45,264
歳出合計	80,579	1,757	82,336

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			1,757
0	0	0	1,757

2. 歳 入

(款) 5. 繰入金

(項) 1. 他会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	24,951	1,757	26,708
計	26,451	1,757	28,208

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 一般会計繰入金	1,757	一般会計繰入金	1,757

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	43,507	1,757	45,264				1,757
計	43,507	1,757	45,264				1,757



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	929	人件費	1,757
		一般職給	929
3. 職員手当等	490	会計年度任用職員	929
		期末手当	260
4. 共済費	267	勤勉手当	230
		共済組合負担金	267
18. 負担金、補助及び交付金	71	負担金	71
		退職手当組合	69
		職員互助会	2

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 9 )		17,025	15,542	32,567	5,106	37,673	
補正前	( 9 )		16,096	15,052	31,148	4,839	35,987	
比 較			929	490	1,419	267	1,686	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後			363		8,434
	補正前			363		8,434
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	218				
	補正前	218				
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	3,547	2,980			
	補正前	3,287	2,750			
	比 較	260	230			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後								
補正前								
比 較								

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後					
	補正前					
	比 較					
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後					
	補正前					
	比 較					

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 9 )		17,025	15,542	32,567	5,106	37,673	
補 正 前	( 9 )		16,096	15,052	31,148	4,839	35,987	
比 較	( 0 )		929	490	1,419	267	1,686	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			363		8,434
	補 正 前			363		8,434
	比 較					
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後	218				
	補 正 前	218				
	比 較					
職 員 手 当 の 内 訳	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	3,547	2,980			
	補 正 前	3,287	2,750			
	比 較	260	230			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)	説 明	備 考
給 料	929	給与改定に伴う増減分	929 千円 全会計の平均改定率 3.11 %	給与改定実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増加分		
		その他の増減分		千円
職 員 手 当	490	制度改正に伴う増減分	時間外勤務手当の増額分	千円 給与改定による増
			休日勤務手当の増額分	千円 給与改定による増
			夜間勤務手当の増額分	千円 給与改定による増
			期末手当の増額分	260 千円 給与改定による増
		勤勉手当の増額分	230 千円 給与改定による増	
その他の増減分			期末手当(年間) 0.05月分増 勤勉手当(年間) 0.05月分増	

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		職 制 上 の 段 階、職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月 分)	12 月 (月 分)		
補 正 後	( 2.25 ) 2.25	( 2.35 ) 2.35	( 4.6 ) 4.6	有
補 正 前	( 2.25 ) 2.25	( 2.25 ) 2.25	( 4.5 ) 4.5	有
比 較	( 0 ) 0	( 0.1 ) 0.1	( 0.1 ) 0.1	



## 第138号議案

令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)

令和6年度豊岡市の後期高齢者医療事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1,045千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1,507,258千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金		380,366	1,045	381,411
	1. 一般会計繰入金	380,366	1,045	381,411
歳入合計		1,506,213	1,045	1,507,258

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		35,090	1,045	36,135
	1. 総 務 管 理 費	32,200	1,045	33,245
歳 出	合 計	1,506,213	1,045	1,507,258





令和6年度豊岡市後期高齢者医療事業特別会計  
補正予算（第3号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
4. 繰入金	380,366	1,045	381,411
歳入合計	1,506,213	1,045	1,507,258



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	35,090	1,045	36,135
歳出合計	1,506,213	1,045	1,507,258

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		1,045	
0	0	1,045	0

2. 歳 入

(款) 4. 繰入金

(項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
3. その他一般会計繰入金	15,524	1,045	16,569
計	380,366	1,045	381,411

(単位 千円)

節		説	明
区 分	金 額		
1. 職員給与費等繰入金	1,045	職員給与費等繰入金	1,045

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	32,200	1,045	33,245			1,045	
計	32,200	1,045	33,245			1,045	



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報	酬	235	人件費 1,045
			会計年度任用職員報酬 235
2. 給	料	387	パートタイム職員 235
			一般職給 387
3. 職 員 手 当 等		292	一般職員 387
			時間外勤務手当 21
4. 共 済 費		71	期末手当 144
			勤勉手当 127
18. 負担金、補助及び交	付 金	60	共済組合負担金 45
			雇用保険料 5
			健保、厚生年金保険料 21
			負担金 60
			退職手当組合 60

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 1 ) 2	2,352	6,462	4,179	12,993	2,558	15,551	
補正前	( 1 ) 2	2,117	6,075	3,887	12,079	2,487	14,566	
比 較	( 0 ) 0	235	387	292	914	71	985	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		168	296		8
	補正前		168	296		8
	比 較					0
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	624				
	補正前	603				
	比 較	21				
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,675	1,408			
	補正前	1,531	1,281			
	比 較	144	127			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 2		6,462	3,152	9,614	1,971	11,585	
補正前	( ) 2		6,075	2,967	9,042	1,940	10,982	
比 較	( ) 0		387	185	572	31	603	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後		168	171		8
	補正前		168	171		8
	比 較					0
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	624				
	補正前	603				
	比 較	21				
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	1,185	996			
	補正前	1,098	919			
	比 較	87	77			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 1 )	2,352		1,027	3,379	587	3,966	
補 正 前	( 1 )	2,117		920	3,037	547	3,584	
比 較	( 0 )	235		107	342	40	382	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			125		
	補 正 前			125		
	比 較					
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	490	412			
	補 正 前	433	362			
	比 較	57	50			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	387	給与改定に伴う増減分	387	387 千円 全会計の平均改定率 3.11 %	給与改定実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	292	制度改正に伴う増減分	292	時間外勤務手当の増額分 21 千円	給与改定による増 給与改定による増 期末手当(年間) 0.05月分増 給与改定による増 勤勉手当(年間) 0.05月分増
				休日勤務手当の増額分 千円	
				夜間勤務手当の増額分 千円	
				期末手当の増額分 144 千円	
		勤勉手当の増額分 127 千円			
その他の増減分					

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率			職 制 上 の 段 階、職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)			
補 正 後	( 2.25 ) 2.25	( 2.35 ) 2.35	( 4.6 ) 4.6	有	
補 正 前	( 2.25 ) 2.25	( 2.25 ) 2.25	( 4.5 ) 4.5	有	
比 較	( 0 ) 0	( 0.1 ) 0.1	( 0.1 ) 0.1		



第139号議案

令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計補正予算(第3号)

令和6年度豊岡市の介護保険事業特別会計補正予算(第3号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ19,295千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ10,455,154千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関貫久仁郎

第 1 表 歳入歳出予算補正

歳入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金		1,742,447	19,295	1,761,742
	1. 一般会計繰入金	1,658,109	19,295	1,677,404
歳入合計		10,435,859	19,295	10,455,154

## 歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 総 務 費		349,348	17,555	366,903
	1. 総 務 管 理 費	298,133	17,555	315,688
3. 地 域 支 援 事 業 費		644,226	1,740	645,966
	2. 一般介護予防事業費	32,672	886	33,558
	3. 包括的支援事業・任意事業費	233,053	854	233,907
歳 出 合 計		10,435,859	19,295	10,455,154





令和6年度豊岡市介護保険事業特別会計  
補正予算（第3号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括  
(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
7. 繰入金	1,742,447	19,295	1,761,742
歳入合計	10,435,859	19,295	10,455,154



(歳出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 総務費	349,348	17,555	366,903
3. 地域支援事業費	644,226	1,740	645,966
歳出合計	10,435,859	19,295	10,455,154

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
		17,555	
		1,740	
0	0	19,295	0

## 2. 歳 入

## (款) 7. 繰入金

## (項) 1. 一般会計繰入金

目	補正前の額	補正額	計
2. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業）	52,379	886	53,265
3. 地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業）	52,593	854	53,447
5. その他一般会計繰入金	351,269	17,555	368,824
計	1,658,109	19,295	1,677,404

(単位 千円)

節		金額	説明
区	分		
1.	現年度分	886	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業） <span style="float: right;">886</span>
1.	現年度分	854	地域支援事業繰入金（介護予防・日常生活支援総合事業以外の地域支援事業） <span style="float: right;">854</span>
1.	職員給与費等繰入金	17,555	職員給与費等繰入金 <span style="float: right;">17,555</span>

3. 歳 出

(款) 1. 総務費

(項) 1. 総務管理費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一 般 管 理 費	297,226	17,555	314,781			17,555	
計	298,133	17,555	315,688			17,555	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 2. 一般介護予防事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 一般介護予防事業費	32,672	886	33,558			886	
計	32,672	886	33,558			886	

(款) 3. 地域支援事業費

(項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
4. 任 意 事 業 費	34,798	1	34,799			1	



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	7,918	人件費	17,555
2. 給料	2,044	会計年度任用職員報酬	7,918
3. 職員手当等	5,078	パートタイム職員	7,918
		一般職給	2,044
4. 共済費	2,110	一般職員	2,044
		時間外勤務手当	208
18. 負担金、補助及び交付金	405	期末手当	2,613
		勤勉手当	2,257
		共済組合負担金	920
		雇用保険料	176
		健保、厚生年金保険料	1,014
		負担金	405
		退職手当組合	404
		職員互助会	1

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 報酬	463	人件費	886
2. 給料	48	会計年度任用職員報酬	463
3. 職員手当等	272	パートタイム職員	463
		一般職給	48
4. 共済費	103	一般職員	48
		時間外勤務手当	5
		期末手当	142
		勤勉手当	125
		共済組合負担金	49
		健保、厚生年金保険料	54

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
3. 職員手当等	1	人件費	1
		時間外勤務手当	1

## (款) 3. 地域支援事業費

## (項) 3. 包括的支援事業・任意事業費

目	補正前の額	補正額	計	補正額の財源内訳			
				特定財源			一般財源
				国県支出金	地方債	その他	
5. 在宅医療・介護連携推進事業費	3,235	2	3,237			2	
6. 生活支援体制整備事業費	28,851	116	28,967			116	
7. 認知症総合支援事業費	9,331	150	9,481			150	
9. 地域ケア会議推進事業費	249	1	250			1	
10. 地域包括支援センター運営事業費	156,589	584	157,173			584	
計	233,053	854	233,907			854	

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		2	人件費 時間外勤務手当	2 2
2. 給料		48	人件費 一般職給	116 48
3. 職員手当等		57	一般職員 時間外勤務手当	48 1
4. 共済費		11	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	29 27 11
2. 給料		74	人件費 一般職給	150 74
3. 職員手当等		64	一般職員 時間外勤務手当	74 2
4. 共済費		12	期末手当 勤勉手当 共済組合負担金	32 30 12
3. 職員手当等		1	人件費 時間外勤務手当	1 1
2. 給料		336	人件費 一般職給	584 336
3. 職員手当等		207	一般職員 期末手当	336 108
4. 共済費		41	勤勉手当 共済組合負担金	99 41

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 76 ) 24	89,992	89,150	86,324	265,466	49,631	315,097	
補正前	( 76 ) 24	81,611	86,600	80,642	248,853	47,354	296,207	
比 較	( 0 ) 0	8,381	2,550	5,682	16,613	2,277	18,890	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,026	700	4,031		
	補正前	2,026	700	4,031		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	9,369			1,329	
	補正前	9,149			1,329	
	比 較	220				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	36,745	30,234	1,890		
	補正前	33,821	27,696	1,890		
	比 較	2,924	2,538			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 24		89,150	53,178	142,328	29,001	171,329	
補正前	( ) 24		86,600	51,226	137,826	28,665	166,491	
比 較	( ) 0		2,550	1,952	4,502	336	4,838	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	2,026	700	1,784		
	補正前	2,026	700	1,784		
	比 較					
	区 分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	9,369			1,329	
	補正前	9,149			1,329	
	比 較	220				
	区 分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	19,954	16,126	1,890		
	補正前	19,029	15,319	1,890		
	比 較	925	807			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 76 )	89,992		33,146	123,138	20,630	143,768	
補 正 前	( 76 )	81,611		29,416	111,027	18,689	129,716	
比 較	( 0 )	8,381		3,730	12,111	1,941	14,052	

( ) 内は、短時間勤務職員

職 員 手 当 の 内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			2,247		
	補 正 前			2,247		
	比 較					
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	16,791	14,108			
	補 正 前	14,792	12,377			
	比 較	1,999	1,731			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増 減 事 由 別 内 訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,550	給与改定に伴う増減分	2,550	2,550 千円 全会計の平均改定率 3.11 %	給与改定実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	5,682	制度改正に伴う増減分	5,682	時間外勤務手当の増額分 220 千円	給与改定による増 給与改定による増 期末手当(年間) 0.05月分増 給与改定による増 勤勉手当(年間) 0.05月分増
				休日勤務手当の増額分 千円	
				夜間勤務手当の増額分 千円	
				期末手当の増額分 2,924 千円	
		勤勉手当の増額分 2,538 千円			
その他の増減分					

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支 給 期 別 支 給 率		職 制 上 の 段 階、職 務 の 級 等 に よ る 加 算 措 置	備 考
	6 月 (月分)	12 月 (月分)		
補 正 後	( 2.25 ) 2.25	( 2.35 ) 2.35	( 4.6 ) 4.6	有
補 正 前	( 2.25 ) 2.25	( 2.25 ) 2.25	( 4.5 ) 4.5	有
比 較	( 0 ) 0	( 0.1 ) 0.1	( 0.1 ) 0.1	



第140号議案

令和6年度豊岡市診療所事業特別会計補正予算(第4号)

令和6年度豊岡市の診療所事業特別会計補正予算(第4号)は、次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

- 第1条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ3,573千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ314,456千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表歳入歳出予算補正」による。

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

# 第 1 表 歳入歳出予算補正

歳 入

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所収入		24,055	19	24,074
	7. 繰 入 金	12,126	19	12,145
2. 森本診療所収入		84,588	903	85,491
	7. 繰 入 金	32,272	903	33,175
3. 神鍋診療所収入		69,901	1,172	71,073
	7. 繰 入 金	21,056	1,172	22,228
4. 高橋診療所収入		72,519	1,479	73,998
	7. 繰 入 金	32,061	1,479	33,540
歳 入 合 計		310,883	3,573	314,456



歳 出

(単位 千円)

款	項	補正前の額	補 正 額	計
1. 休日急病診療所費		23,955	19	23,974
	1. 総 務 費	18,746	19	18,765
2. 森本診療所費		84,488	903	85,391
	1. 総 務 費	49,749	903	50,652
3. 神鍋診療所費		69,801	1,172	70,973
	1. 総 務 費	43,859	1,172	45,031
4. 高橋診療所費		72,419	1,479	73,898
	1. 総 務 費	40,693	1,479	42,172
歳 出 合 計		310,883	3,573	314,456



令和6年度豊岡市診療所事業特別会計  
補正予算（第4号）に関する説明書

## 歳入歳出補正予算事項別明細書

1. 総括

(歳入)

(単位 千円)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所収入	24,055	19	24,074
2. 森本診療所収入	84,588	903	85,491
3. 神鍋診療所収入	69,901	1,172	71,073
4. 高橋診療所収入	72,519	1,479	73,998
歳入合計	310,883	3,573	314,456



(歳 出)

款	補正前の額	補正額	計
1. 休日急病診療所費	23,955	19	23,974
2. 森本診療所費	84,488	903	85,391
3. 神鍋診療所費	69,801	1,172	70,973
4. 高橋診療所費	72,419	1,479	73,898
歳出合計	310,883	3,573	314,456

(単位 千円)

補 正 額 の 財 源 内 訳			
特 定 財 源			一 般 財 源
国 県 支 出 金	地 方 債	そ の 他	
			19
			903
			1,172
			1,479
0	0	0	3,573

2. 歳 入

(款) 1. 休日急病診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	12,126	19	12,145
計	12,126	19	12,145

(款) 2. 森本診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	32,272	903	33,175
計	32,272	903	33,175

(款) 3. 神鍋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	21,056	1,172	22,228
計	21,056	1,172	22,228

(款) 4. 高橋診療所収入

(項) 7. 繰入金

目	補正前の額	補正額	計
1. 一般会計繰入金	32,061	1,479	33,540
計	32,061	1,479	33,540



(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	19	一般会計繰入金	19

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	903	一般会計繰入金	903

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	1,172	一般会計繰入金	1,172

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
1. 一般会計繰入金	1,479	一般会計繰入金	1,479

3. 歳 出

(款) 1. 休日急病診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	18,746	19	18,765				19
計	18,746	19	18,765				19

(款) 2. 森本診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	49,749	903	50,652				903
計	49,749	903	50,652				903

(款) 3. 神鍋診療所費

(項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	43,859	1,172	45,031				1,172
計	43,859	1,172	45,031				1,172

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
3. 職員手当等		19	人件費	19
			期末手当	9
			勤勉手当	10

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		415	人件費	903
			一般職給	415
3. 職員手当等		314	一般職員	163
			会計年度任用職員	252
4. 共済費		129	時間外勤務手当	1
			期末手当	165
18. 負担金、補助及び交付金		45	勤勉手当	148
			共済組合負担金	129
			負担金	45
			退職手当組合	44
			職員互助会	1

(単位 千円)

節		金額	説明	
区分				
2. 給料		595	人件費	1,172
			一般職給	595
3. 職員手当等		369	一般職員	113
			会計年度任用職員	482
4. 共済費		153	期末手当	194
			勤勉手当	175
18. 負担金、補助及び交付金		55	共済組合負担金	153
			負担金	55
			退職手当組合	54
			職員互助会	1

## (款) 4. 高橋診療所費

## (項) 1. 総務費

目	補正前の額	補 正 額	計	補 正 額 の 財 源 内 訳			
				特 定 財 源			一般財源
				国県支出金	地 方 債	そ の 他	
1. 施 設 管 理 費	40,693	1,479	42,172				1,479
計	40,693	1,479	42,172				1,479

(単位 千円)

節		金額	説明
区分			
2. 給料	770	人件費	1,479
		一般職給	770
3. 職員手当等	417	一般職員	70
		会計年度任用職員	700
4. 共済費	230	期末手当	221
		勤勉手当	196
18. 負担金、補助及び交付金	62	共済組合負担金	188
		雇用保険料	2
		健保、厚生年金保険料	40
		負担金	62
		退職手当組合	60
		職員互助会	2

補正予算給与費明細書

2 一般職  
(1) 総括

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( 12 ) 12	9,128	47,789	50,094	107,011	15,071	122,082	
補正前	( 12 ) 12	9,128	46,009	48,975	104,112	14,559	118,671	
比 較	( 0 ) 0	0	1,780	1,119	2,899	512	3,411	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	333		1,107		25,796
	補正前	333		1,107		25,796
	比 較					
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	379			2,265	
	補正前	378			2,265	
	比 較	1				
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	11,018	9,196			
	補正前	10,429	8,667			
	比 較	589	529			

ア 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職員手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	( ) 6		31,711	42,547	74,258	10,436	84,694	
補正前	( ) 6		31,365	42,118	73,483	10,369	83,852	
比 較	( ) 0		346	429	775	67	842	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)
	補正後	333		576		25,796
	補正前	333		576		25,796
	比 較					
	区分	時間外勤務手当 (千円)	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	管理職員特別 勤務手当 (千円)
	補正後	379			2,265	
	補正前	378			2,265	
	比 較	1				
	区分	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)		
	補正後	7,206	5,992			
	補正前	6,985	5,785			
	比 較	221	207			

イ 会計年度任用職員

区 分	職 員 数 (人)	給 与 費				共 済 費 (千円)	合 計 (千円)	備 考
		報 酬 (千円)	給 料 (千円)	職 員 手 当 (千円)	計 (千円)			
補 正 後	( 12 ) 6	9,128	16,078	7,547	32,753	4,635	37,388	
補 正 前	( 12 ) 6	9,128	14,644	6,857	30,629	4,190	34,819	
比 較	( 0 ) 0		1,434	690	2,124	445	2,569	

( ) 内は、短時間勤務職員

職員手当 の内 訳	区 分	扶 養 手 当 (千円)	住 居 手 当 (千円)	通 勤 手 当 (千円)	単 身 赴 任 手 当 (千円)	特 殊 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後			531		
	補 正 前			531		
	比 較					
	区 分	時 間 外 勤 務 手 当 (千円)	休 日 勤 務 手 当 (千円)	夜 間 勤 務 手 当 (千円)	管 理 職 手 当 (千円)	管 理 職 員 特 別 勤 務 手 当 (千円)
	補 正 後					
	補 正 前					
	比 較					
	区 分	期 末 手 当 (千円)	勤 勉 手 当 (千円)	児 童 手 当 (千円)		
	補 正 後	3,812	3,204			
	補 正 前	3,444	2,882			
	比 較	368	322			

(2) 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	1,780	給与改定に伴う増減分	1,780	1,780 千円 全会計の平均改定率 3.11 %	給与改定実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増加分			
		その他の増減分			
職 員 手 当	1,119	制度改正に伴う増減分	1,119	時間外勤務手当の増額分 1 千円	給与改定による増
				休日勤務手当の増額分 千円	
				夜間勤務手当の増額分 千円	
				期末手当の増額分 589 千円	給与改定による増
勤勉手当の増額分 529 千円	給与改定による増				
その他の増減分					期末手当 (年間) 0.05月分増 勤勉手当 (年間) 0.05月分増

(3) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率			職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月 (月分)	12月 (月分)			
補 正 後	( 2.25 ) 2.25	( 2.35 ) 2.35	( 4.6 ) 4.6	有	
補 正 前	( 2.25 ) 2.25	( 2.25 ) 2.25	( 4.5 ) 4.5	有	
比 較	( 0 ) 0	( 0.1 ) 0.1	( 0.1 ) 0.1		





令和6年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）

（総 則）

第1条 令和6年度豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度豊岡市水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
(4) 主な建設改良事業			
配水施設費	1,415,383 千円	985 千円	1,416,368 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的支出の予定額を、次のとおり補正する。

（ 科 目 ）	（既決予定額）	（補正予定額）	（ 計 ）
	支	出	
第1款 水道事業費用	2,234,275 千円	3,964 千円	2,238,239 千円
第1項 営業費用	2,043,009 千円	3,964 千円	2,046,973 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額

1,905,332 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,193 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,644 千円、当年度分損益勘定留保資金 992,937 千円、建設改良積立金 12,500 千円及び資産維持積立金 781,058 千円」を、「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 1,906,317 千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額 117,193 千円、過年度分損益勘定留保資金 1,644 千円、当年度分損益勘定留保資金 992,937 千円、建設改良積立金 12,500千円及び資産維持積立金 782,043 千円」に改め、資本的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	2,414,833 千円	985 千円	2,415,818 千円
第1項 建設改良費	1,417,155 千円	985 千円	1,418,140 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	164,738 千円	4,655 千円	169,393 千円

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和6年度

豊岡市水道事業会計補正予算

(第3号) に関する説明書

令和6年度 豊岡市水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益の収入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 水道事業費用	2,234,275	3,964	2,238,239			
1 営業費用	2,043,009	3,964	2,046,973			
05 原水及び浄水費	353,442	427	353,869			
				002 給料	233	一般職員
				003 手当	160	時間外勤務 1 手当 期末手当 80 勤勉手当 79
				004 法定福利費	34	共済組合負担金
10 配水及び給水費	229,360	1,139	230,499			
				002 給料	609	一般職員
				003 手当	446	時間外勤務 26 手当 期末手当 222 勤勉手当 198
				004 法定福利費	84	共済組合負担金
20 総係費	208,675	2,398	211,073			
				002 給料	1,079	一般職員 477 会計年度任用職員 602
				003 手当	765	時間外勤務 56 手当 期末手当 238 期末手当 142 (会計年度任用職員) 勤勉手当 206 勤勉手当 123 (会計年度任用職員)
				004 法定福利費	260	共済組合負担金 86 共済組合負担金 62 (会計年度任用職員) 社会（健保・厚 95 年）保険料 雇用保険料 17
				005 厚生福利費	294	兵庫県退職手当 290 組合負担金 職員互助会負担 4 金

資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決 予定額	補正 予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本的支出	2,414,833	985	2,415,818			
1 建設改良費	1,417,155	985	1,418,140			
05 配水施設費	1,415,383	985	1,416,368			
				002 給料	441	一般職員
				003 手当	463	時間外勤務 53 手当 期末手当 215 勤勉手当 195
				004 法定福利費	81	共済組合負担金

## 令和6年度 豊岡市水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1	業務活動によるキャッシュ・フロー	
	当年度純利益	165,199
	減価償却費	1,143,975
	貸倒引当金の増減額 (△は減少)	869
	長期前受金戻入額	△ 257,196
	受取利息及び受取配当金	△ 200
	支払利息	133,846
	固定資産除却損	106,157
	未収金の増減額 (△は増加)	9,435
	未払金の増減額 (△は減少)	△ 30,506
	たな卸資産の増減額 (△は増加)	△ 5,038
	前払金の増減額 (△は増加)	18,224
	その他資産の増減額 (△は増加)	△ 34
	小計	1,284,731
	利息及び配当金の受取額	200
	利息の支払額	△ 133,846
	業務活動によるキャッシュ・フロー	1,151,085
2	投資活動によるキャッシュ・フロー	
	有形固定資産の取得による支出	△ 1,381,976
	有形固定資産の売却による収入	2
	国庫補助金等による収入	49,137
	負担金による収入	28,343
	投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,304,494
3	財務活動によるキャッシュ・フロー	
	建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	440,100
	建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 997,678
	他会計からの出資による収入	93,620
	リース債務の支払額	6,443
	豊岡市奨学基金への支出	△ 1,000
	財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 458,515
	資金増加額	△ 611,924
	資金期首残高	2,571,113
	資金期末残高	1,959,189

補正予算給与費明細書

1 総括

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 18	89	60,646	37,335	98,070	19,955	118,025
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		25,151	17,935	43,086	8,282	51,368
	合 計	10	( ) 24	89	85,797	55,270	141,156	28,237	169,393
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 18	89	58,725	35,964	94,778	19,577	114,355
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		24,710	17,472	42,182	8,201	50,383
	合 計	10	( ) 24	89	83,435	53,436	136,960	27,778	164,738
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	1,921	1,371	3,292	378	3,670
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		441	463	904	81	985
	合 計	0	( ) 0	0	2,362	1,834	4,196	459	4,655

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手 当 の 内 訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,872	773	1,830			9,325
	補正前	2,872	773	1,830			9,189
	比 較	0	0	0			136
	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			2,960	19,847	15,988	1,675
	補正前			2,960	18,950	15,187	1,675
	比 較			0	897	801	0

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 15	89	54,644	34,801	89,534	18,419	107,953
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		25,151	17,935	43,086	8,282	51,368
	合 計	10	( ) 21	89	79,795	52,736	132,620	26,701	159,321
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 15	89	53,325	33,695	87,109	18,215	105,324
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		24,710	17,472	42,182	8,201	50,383
	合 計	10	( ) 21	89	78,035	51,167	129,291	26,416	155,707
比 較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	1,319	1,106	2,425	204	2,629
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		441	463	904	81	985
	合 計	0	( ) 0	0	1,760	1,569	3,329	285	3,614

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,872	773	1,599			9,325
	補正前	2,872	773	1,599			9,189
	比 較	0	0	0			136
	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			2,960	18,595	14,937	1,675
	補正前			2,960	17,840	14,259	1,675
	比 較			0	755	678	0

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員		3		6,002	2,534	8,536	1,536	10,072
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		3		6,002	2,534	8,536	1,536	10,072
補正前	損益勘定 支弁職員		3		5,400	2,269	7,669	1,362	9,031
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		3		5,400	2,269	7,669	1,362	9,031
比 較	損益勘定 支弁職員		0		602	265	867	174	1,041
	資本勘定 支弁職員								
	合 計		0		602	265	867	174	1,041

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			231			
	補正前			231			
	比 較			0			
	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後				1,252	1,051	
	補正前				1,110	928	
	比 較				142	123	



2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
		給与改定に伴う増減分			
給 料	2,362	給与改定に伴う増減分	2,362	2,362 千円 全会計の平均改定率 3.11 %	給与改定実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	1,834	制度改正に伴う増減分	1,834	時間外勤務手当の増額分 136 千円	給与改定による増 給与改定による増 期末手当(年間) 0.05月分増 給与改定による増 勤勉手当(年間) 0.05月分増
				休日勤務手当の増額分 0 千円	
				夜間勤務手当の増額分 0 千円	
				期末手当の増額分 897 千円	
		勤勉手当の増額分 801 千円			
その他の増減分	0				

(1) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率			職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( 2.25 ) 2.25	( 2.35 ) 2.35	( 4.6 ) 4.6	有	
補正前	( 2.25 ) 2.25	( 2.35 ) 2.25	( 4.5 ) 4.5	有	
比 較	( 0 ) 0	( 0.1 ) 0.1	( 0.1 ) 0.1		

令和6年度 豊岡市水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和7年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固 定 資 産

(1) 有形固定資産

イ 土 地		696,202
ロ 建 物	2,004,790	
減価償却累計額	<u>△ 1,077,870</u>	926,920
ハ 構 築 物	35,603,262	
減価償却累計額	<u>△ 18,156,409</u>	17,446,853
ニ 機 械 及 び 装 置	10,044,492	
減価償却累計額	<u>△ 6,937,637</u>	3,106,855
ホ 車 両 及 び 運 搬 具	19,023	
減価償却累計額	<u>△ 18,072</u>	951
ヘ 工 具 器 具 及 び 備 品	96,119	
減価償却累計額	<u>△ 84,793</u>	11,326
ト リース資産	6,783	
減価償却累計額	<u>0</u>	6,783
チ 建設仮勘定		<u>440,039</u>

有形固定資産合計 22,635,929

(2) 無形固定資産

イ 電話加入権		2,268
ロ その他無形固定資産		<u>167,889</u>

無形固定資産合計 170,157

固定資産合計 22,806,086

2 流 動 資 産

(1) 現金預金		1,959,189
(2) 未収金	410,590	
貸倒引当金	<u>△ 10,949</u>	399,641
(3) 貯蔵品		28,463
(4) 前払金		958
(5) その他流動資産		<u>95</u>
流動資産合計		<u>2,388,346</u>

資産合計

25,194,432

負債の部

3 固定負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	8,053,065		
企業債合計		8,053,065	
(2) リース債務		5,086	
固定負債合計			8,058,151
4 流動負債			
(1) 企業債			
イ 建設改良費等の財源に 充てるための企業債	988,151		
企業債合計		988,151	
(2) リース債務		1,356	
(3) 未払金		259,233	
(4) 引当金			
イ 賞与引当金	11,625		
ロ 法定福利費引当金	2,294		
引当金合計		13,919	
(5) その他流動負債		2,837	
流動負債合計			1,265,496
5 繰延収益			
長期前受金		11,727,259	
収益化累計額		△ 7,206,496	
繰延収益合計			4,520,763
負債合計			13,844,410

資本の部

6 資本金			8,042,281
7 剰余金			
(1) 資本剰余金			
イ 受贈財産評価額	18,564		
ロ 国庫(県)補助金	52,302		
ハ 一般会計補助金	2,816		
ニ 工事負担金	75,532		
ホ その他資本剰余金	161,627		
資本剰余金合計		310,841	
(2) 利益剰余金			
イ 建設改良積立金	0		
ロ 資産維持積立金	338,758		
ハ 当年度末処分利益剰余金	2,658,142		
利益剰余金合計		2,996,900	
剰余金合計			3,307,741
資本合計			11,350,022
負債資本合計			25,194,432



令和6年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）

（総則）

第1条 令和6年度豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。

（業務の予定量の補正）

第2条 令和6年度豊岡市下水道事業会計予算（以下「予算」という。）第2条に定めた業務の予定量を、次のように改める。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
(4) 主な建設改良事業			
管渠施設事業費	955,772 千円	1,079 千円	956,851 千円
処理場施設事業費	1,246,976 千円	573 千円	1,247,549 千円

（収益的収入及び支出の補正）

第3条 予算第3条に定めた収益的収入及び支出の予定額を、次のとおり補正する。

（科 目）	（既決予定額）	（補正予定額）	（計）
	収 入		
第1款 下水道事業収益	5,191,672 千円	1 千円	5,191,673 千円
第2項 営業外収益	3,408,613 千円	1 千円	3,408,614 千円
	支 出		
第1款 下水道事業費用	4,731,337 千円	3,260 千円	4,734,597 千円
第1項 営業費用	4,309,134 千円	3,260 千円	4,312,394 千円

（資本的収入及び支出の補正）

第4条 予算第4条本文括弧書中「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,595,888千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,417千円、当年度分損益勘定留保資金1,777,951千円、減債積立金727,520千円」を「資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額 2,597,540千円は、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額90,417千円、当年度分損益勘定留保資金1,777,951千円、減債積立金 729,172千円」に改め、資本的支出の予定額を、次のとおり補正する。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
	支	出	
第1款 資本的支出	5,938,291 千円	1,652 千円	5,939,943 千円
第1項 建設改良費	2,202,748 千円	1,652 千円	2,204,400 千円

(議会の議決を経なければ流用することのできない経費の補正)

第5条 予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用することのできない経費を、次のように改める。

( 科 目 )	(既決予定額)	(補正予定額)	( 計 )
(1) 職員給与費	127,423 千円	4,606 千円	132,029 千円

令和6年12月25日提出

豊岡市長 関 貫 久 仁 郎

令和6年度

豊岡市下水道事業会計補正予算

(第3号)に関する説明書

令和6年度 豊岡市下水道事業会計補正予算（第3号）実施計画

収益的收入及び支出

収 入

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業収益	5,191,672	1	5,191,673			
2 営業外収益	3,408,613	1	3,408,614			
30 消費税及び地方消費税還付金	35,097	1	35,098			
				005 消費税及び地方消費税還付金	1	

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 下水道事業費用	4,731,337	3,260	4,734,597			
1 営業費用	4,309,134	3,260	4,312,394			
05 管渠費	186,489	634	187,123			
				010 給料	371	一般職員 3人
				015 手当等	221	時間外勤務手当 1 期末手当 113 勤勉手当 107
				020 法定福利費	42	共済組合負担金
10 ポンプ場費	28,588	422	29,010			
				010 給料	271	一般職員 1人
				015 手当等	126	期末手当 67 勤勉手当 59
				020 法定福利費	25	共済組合負担金
15 処理場費	840,827	480	841,307			
				010 給料	273	一般職員 2人
				015 手当等	171	時間外勤務手当 3 期末手当 89 勤勉手当 79
				020 法定福利費	36	共済組合負担金
25 総係費	137,700	1,724	139,424			
				010 給料	734	一般職員 7人(会計年度任用職員2人含む)
				015 手当等	539	時間外勤務手当 18 期末手当 275 勤勉手当 246
				020 法定福利費	145	共済組合負担金等
				025 厚生福利費	306	兵庫県退職手当組 304 合負担金 職員互助会負担金 2



資本的收入及び支出

支 出

(単位 千円)

款 項 目	既決予定額	補正予定額	計	各 目 説 明		
				節	金 額	付 記
1 資本の支出	5,938,291	1,652	5,939,943			
1 建設改良費	2,202,748	1,652	2,204,400			
05 管渠施設事業費	955,772	1,079	956,851			
010 給料				616	一般職員 4人(会計年度任用職員1人含む)	
015 手当等				371	時間外勤務手当 15 期末手当 190 勤勉手当 166	
020 法定福利費				92	共済組合負担金等	
15 処理場施設事業費	1,246,976	573	1,247,549			
010 給料				316	一般職員 3人	
015 手当等				217	時間外勤務手当 15 期末手当 107 勤勉手当 95	
020 法定福利費				40	共済組合負担金	

令和6年度 豊岡市下水道事業予定キャッシュ・フロー計算書

(令和6年4月1日から令和7年3月31日まで)

(単位 千円)

1 業務活動によるキャッシュ・フロー

当年度純利益	366,659
減価償却費	3,111,488
貸倒引当金の増減額 (△は減少)	73
修繕引当金の増減額 (△は減少)	△ 3,078
長期前受金戻入額	△ 1,337,579
受取利息及び受取配当金	△ 18
支払利息	414,110
固定資産除却損	4,041
未収金の増減額 (△は増加)	5,838
未払金の増減額 (△は減少)	△ 59,057
小計	2,502,477
利息及び配当金の受取額	18
利息の支払額	△ 414,110
業務活動によるキャッシュ・フロー	2,088,385

2 投資活動によるキャッシュ・フロー

有形固定資産の取得による支出	△ 3,492,872
有形固定資産の売却による収入	10,478
国庫補助金等による収入	1,905,004
国庫補助金等の返還による支出	△ 5,239
他会計補助金による収入	41,075
負担金等による収入	641
投資活動によるキャッシュ・フロー	△ 1,540,913

3 財務活動によるキャッシュ・フロー

建設改良費等の財源に充てるための企業債による収入	2,858,200
建設改良費等の財源に充てるための企業債の償還による支出	△ 3,730,304
リース債務の返済による支出	△ 293
財務活動によるキャッシュ・フロー	△ 872,397

資金増加額	△ 324,925
資金期首残高	3,245,232
資金期末残高	2,920,307

補正予算給与費明細書

1 総括

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 13	96	45,525	24,596	70,217	14,402	84,619
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		24,572	15,183	39,755	7,655	47,410
	合計	10	( ) 20	96	70,097	39,779	109,972	22,057	132,029
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 13	96	43,876	23,539	67,511	14,154	81,665
	資本勘定 支弁職員		( ) 7		23,640	14,595	38,235	7,523	45,758
	合計	10	( ) 20	96	67,516	38,134	105,746	21,677	127,423
比較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	1,649	1,057	2,706	248	2,954
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		932	588	1,520	132	1,652
	合計	0	( ) 0	0	2,581	1,645	4,226	380	4,606

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,178	1,506	1,553		4	2,939
	補正前	2,178	1,506	1,553		4	2,887
	比較	0	0	0		0	52
手当の内訳	区分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			1,329	15,615	12,735	1,920
	補正前			1,329	14,774	11,983	1,920
	比較			0	841	752	0

(1) 会計年度任用職員以外の職員

区分	職員数		給与費				法定福利費 (千円)	合計 (千円)	
	特別職 (人)	一般職 (人)	報酬 (千円)	給料 (千円)	手当 (千円)	計 (千円)			
補正後	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	96	41,465	22,975	64,536	13,386	77,922
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		22,368	14,098	36,466	7,071	43,537
	合計	10	( ) 17	96	63,833	37,073	101,002	20,457	121,459
補正前	損益勘定 支弁職員	10	( ) 11	96	40,223	22,104	62,423	13,218	75,641
	資本勘定 支弁職員		( ) 6		21,657	13,611	35,268	6,980	42,248
	合計	10	( ) 17	96	61,880	35,715	97,691	20,198	117,889
比較	損益勘定 支弁職員	0	( ) 0	0	1,242	871	2,113	168	2,281
	資本勘定 支弁職員		( ) 0		711	487	1,198	91	1,289
	合計	0	( ) 0	0	1,953	1,358	3,311	259	3,570

( ) 内は、再任用短時間勤務職員

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後	2,178	1,506	1,250		4	2,939
	補正前	2,178	1,506	1,250		4	2,887
	比 較	0	0	0		0	52
	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後			1,329	14,309	11,638	1,920
	補正前			1,329	13,622	11,019	1,920
	比 較			0	687	619	0

(2) 会計年度任用職員

区 分	職 員 数		給 与 費				法定福利費 (千円)	合 計 (千円)
	特別職 (人)	一般職 (人)	報 酬 (千円)	給 料 (千円)	手 当 (千円)	計 (千円)		
補正後	損益勘定 支弁職員	2		4,060	1,621	5,681	1,016	6,697
	資本勘定 支弁職員	1		2,204	1,085	3,289	584	3,873
	合 計	3		6,264	2,706	8,970	1,600	10,570
補正前	損益勘定 支弁職員	2		3,653	1,435	5,088	936	6,024
	資本勘定 支弁職員	1		1,983	984	2,967	543	3,510
	合 計	3		5,636	2,419	8,055	1,479	9,534
比 較	損益勘定 支弁職員	0		407	186	593	80	673
	資本勘定 支弁職員	0		221	101	322	41	363
	合 計	0		628	287	915	121	1,036

手当の内訳	区 分	扶養手当 (千円)	住居手当 (千円)	通勤手当 (千円)	単身赴任手当 (千円)	特殊勤務手当 (千円)	時間外 勤務手当 (千円)
	補正後			303			
	補正前			303			
	比 較			0			
	区 分	休日勤務手当 (千円)	夜間勤務手当 (千円)	管理職手当 (千円)	期末手当 (千円)	勤勉手当 (千円)	児童手当 (千円)
	補正後				1,306	1,097	
	補正前				1,152	964	
	比 較				154	133	

2 給料及び職員手当の増減額の明細

区 分	増 減 額 (千円)	増減事由別内訳 (千円)		説 明	備 考
給 料	2,581	給与改定に伴う増減分	2,581	2,581 千円 全会計の平均改定率 3.11 %	給与改定実施時期 令和6年4月1日
		昇給に伴う増加分	0		
		その他の増減分	0		
職員手当	1,645	制度改正に伴う増減分	1,645	時間外勤務手当の増額分 52 千円	給与改定による増
				休日勤務手当の増額分 千円	
				夜間勤務手当の増額分 千円	
				期末手当の増額分 841 千円	給与改定による増
				勤勉手当の増額分 752 千円	給与改定による増
		その他の増減分	0		期末手当(年間) 0.05月分増 勤勉手当(年間) 0.05月分増

(1) 期末手当・勤勉手当

区 分	支給期別支給率			職制上の段階、職務の 級等による加算措置	備 考
	6月(月分)	12月(月分)			
補正後	( 2.25 ) 2.25	( 2.35 ) 2.35	( 4.6 ) 4.6	有	
補正前	( 2.25 ) 2.25	( 2.35 ) 2.25	( 4.5 ) 4.5	有	
比 較	( 0 ) 0	( 0.1 ) 0.1	( 0.1 ) 0.1		

令和6年度 豊岡市下水道事業予定貸借対照表（当年度分）

（ 令和7年3月31日 ）

（ 単位 千円 ）

資 産 の 部

1 固定資産

(1) 有形固定資産

イ 土地		2,919,814
ロ 立木		41,477
ハ 建物	8,382,976	
減価償却累計額	<u>△ 3,588,243</u>	4,794,733
ニ 建物附属設備	1,145,665	
減価償却累計額	<u>△ 1,109,034</u>	36,631
ホ 構築物	107,169,463	
減価償却累計額	<u>△ 46,630,774</u>	60,538,689
ヘ 機械及び装置	32,833,928	
減価償却累計額	<u>△ 21,272,649</u>	11,561,279
ト 車両及び運搬具	8,490	
減価償却累計額	<u>△ 8,072</u>	418
チ 工具器具及び備品	67,248	
減価償却累計額	<u>△ 61,605</u>	5,643
リ リース資産	5,850	
減価償却累計額	<u>0</u>	5,850
ヌ 建設仮勘定		<u>1,865,407</u>

有形固定資産合計

81,769,941

(2) 無形固定資産

イ 施設利用権		5,988
ロ 電話加入権		<u>3,300</u>

無形固定資産合計

9,288

固定資産合計

81,779,229

2 流動資産

(1) 現金預金		2,920,307
(2) 未収金	338,032	
貸倒引当金	<u>△ 9,635</u>	328,397
(3) その他流動資産		<u>78</u>
流動資産合計		<u>3,248,782</u>

資産合計

85,028,011

負債の部

3 固定負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

34,762,396

企業債合計

34,762,396

(2) リース債務

4,387

(3) 引当金

イ 修繕引当金

24,505

引当金合計

24,505

固定負債合計

34,791,288

4 流動負債

(1) 企業債

イ 建設改良費等の財源に  
充てるための企業債

3,756,188

企業債合計

3,756,188

(2) リース債務

1,170

(3) 未払金

1,294,598

(4) 預り金

1,606

(5) 引当金

イ 賞与引当金

9,174

ロ 法定福利費引当金

1,800

引当金合計

10,974

流動負債合計

5,064,536

5 繰延収益

長期前受金

63,748,335

収益化累計額

△ 31,605,429

繰延収益合計

32,142,906

負債合計

71,998,730

資本の部

6 資本金

10,082,039

7 剰余金

(1) 資本剰余金

イ 国庫（県）補助金

798,685

ロ 他会計補助金

36,865

ハ 受益者負担金（分担金）

77,821

資本剰余金合計

913,371

(2) 利益剰余金

イ 減債積立金

937,539

ロ 当年度未処分利益剰余金

1,096,332

利益剰余金合計

2,033,871

剰余金合計

2,947,242

資本合計

13,029,281

負債資本合計

85,028,011

注記

I セグメント情報の開示

1 報告セグメントごとの営業収益等

当年度（令和6年4月1日～令和7年3月31日）

（単位：千円）

項目	公共下水道	特定環境保全 公共下水道	農業集落排水	漁業集落排水	小規模集落 排水処理	個別排水処理	コミュニティ ・プラント	合計
営業収益	1,199,005	398,019	25,608	3,684	1,423	2,755	2,076	1,632,570
営業費用	2,323,885	1,202,454	559,646	40,324	20,459	14,460	54,376	4,215,604
営業損益	△ 1,124,880	△ 804,435	△ 534,038	△ 36,640	△ 19,036	△ 11,705	△ 52,300	△ 2,583,034
経常損益	263,781	106,876	454	9	9	73	91	371,293
セグメント資産	42,275,153	26,373,751	13,760,502	754,495	307,697	90,540	1,465,873	85,028,011
セグメント負債	37,100,913	23,067,157	10,483,229	615,479	158,917	64,232	508,803	71,998,730
その他の項目								
他会計繰入金	1,107,083	664,502	374,105	16,877	19,919	7,660	245	2,190,391
減価償却費	1,671,721	875,600	467,761	28,847	9,705	7,206	50,648	3,111,488
特別利益	2	0	0	0	0	0	0	2
特別損失	3,146	854	454	9	9	73	91	4,636
固定資産増加額	1,585,088	423,169	0	0	0	0	0	2,008,257